

令和元年度

地方公務員共済組合等事業年報

総務省自治行政局公務員部福利課

令和元年度

地方公務員共済組合等事業年報

総務省自治行政局公務員部福利課

は し が き

地方公務員共済組合及び地方議会議員共済会から提出された事業報告書、決算書等に基づき「令和元年度地方公務員共済組合等事業年報」をとりまとめました。

この年報は、昭和 39 年 12 月に昭和 38 年度版を発刊して以来、今回で 57 回目の刊行を迎えることとなりますが、地方公務員共済組合等の事業の実施状況、経理の現状等を整理するとともに、地方公務員共済組合等の制度を概説したものであります。

本書が、地方公務員共済組合の関係の方々等により広く利用されるよう願うものであります。

令和 3 年 3 月

総務省自治行政局公務員部福利課長

野村 謙一郎

目 次

概 要

第 1 制度の沿革	2
1 地方公務員の共済組合制度の沿革	2
2 社会保障協定の状況	8
3 地方議会議員の年金制度の沿革	9
第 2 制度の改正等	10
1 制度の改正	10
2 令和元年度における年金額の改定	10
第 3 制度の概要	11
1 地方公務員の共済組合制度の概要	11
2 地方団体関係団体職員年金制度等の概要	21
3 地方議会議員の年金制度の概要	24
第 4 事業の概要	28
I 地方公務員共済組合の事業の概要	28
[I] 組合及び組合員の概況	28
1 組合等の数	28
2 組合員数	29
3 被扶養者数	33
4 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	34
[II] 短期給付の概況	37
1 収支の状況	37
2 短期財源率の状況	41
3 給付の状況	42
(1) 給付の種類	42
(2) 受診率等の状況	42

(3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合	42
(4) 給付実績	42
[Ⅲ] 長期給付の概況	49
1 長期財源率の状況	49
2 収入の状況	50
3 給付の状況	51
4 長期給付積立金の状況	64
[Ⅳ] 福祉事業の概況	68
Ⅱ 地方議会議員共済会の事業の概要	75
[Ⅰ] 地方議会議員の概況	75
[Ⅱ] 給付経理の財源	75
[Ⅲ] 収支の概況（給付経理）	75

統 計 表 I（地方公務員等共済組合）

1 組合員数、被扶養者数及び給料に関する調	78
2 福祉施設に関する調	82
3 短期法定給付支給状況調	84
4 短期附加給付支給状況調	94
5 長期給付支給状況調	96
6 年金種類別受給権者状況調	100
7 短期経理貸借対照表	106
8 同 損益計算書	108
9 厚生年金保険経理貸借対照表	112
10 同 損益計算書	114
11 退職等年金経理貸借対照表	118
12 同 損益計算書	120
13 経過的長期経理貸借対照表	122
14 同 損益計算書	124
15 業務経理貸借対照表	126

16	同	損益計算書	128
17		保健経理貸借対照表	132
18	同	損益計算書	134
19		医療経理貸借対照表	138
20	同	損益計算書	140
21		宿泊経理貸借対照表	144
22	同	損益計算書	148
23		住宅経理貸借対照表	152
24	同	損益計算書	154
25		貯金経理貸借対照表	156
26	同	損益計算書	158
27		貸付経理貸借対照表	160
28	同	損益計算書	162
29		物資経理貸借対照表	166
30	同	損益計算書	170
31		財形経理貸借対照表	174
32	同	損益計算書	176

統計表 I の 2

指定都市職員共済組合 都市職員共済組合 市町村職員共済組合	の組合別内訳
---	--------

1	組合員数、被扶養者数及び給料に関する調	180
2	福祉施設に関する調	192
3	短期法定給付支給状況調	194
4	短期附加給付支給状況調	230
5	短期経理貸借対照表	238
6	同 損益計算書	246
7	業務経理貸借対照表	262
8	同 損益計算書	274

9	保健経理貸借対照表	290
10	同 損益計算書	306
11	宿泊経理貸借対照表	330
12	同 損益計算書	346
13	貯金経理貸借対照表	366
14	同 損益計算書	374
15	貸付経理貸借対照表	386
16	同 損益計算書	398
17	物資経理貸借対照表（市町村職員共済組合のみ）	418
18	同 損益計算書（同 上）	426
19	財形経理貸借対照表	436
20	同 損益計算書	444

統 計 表 I の 3（再掲 地方公務員共済組合連合会）

1	厚生年金保険給付調整経理貸借対照表	460
2	同 損益計算書	460
3	退職等年金給付調整経理貸借対照表	461
4	同 損益計算書	461
5	経過の長期給付調整経理貸借対照表	462
6	同 損益計算書	462
7	基礎年金拠出金経理貸借対照表	463
8	同 損益計算書	463
9	厚生年金拠出金経理貸借対照表	464
10	同 損益計算書	464
11	業務経理貸借対照表	465
12	同 損益計算書	465

統 計 表 I の 4（再掲 全国市町村職員共済組合連合会）

1	災害給付経理貸借対照表	468
2	同 損益計算書	468

3	保健給付経理貸借対照表	469
4	同 損益計算書	469
5	厚生年金保険経理貸借対照表	470
6	同 損益計算書	470
7	退職等年金経理貸借対照表	471
8	同 損益計算書	471
9	経過の長期経理貸借対照表	472
10	同 損益計算書	472
11	業務経理貸借対照表	473
12	同 損益計算書	473
13	宿泊経理貸借対照表	474
14	同 損益計算書	474
15	団体信用生命保険経理貸借対照表	475
16	同 損益計算書	475
17	貸付債権共同保全経理貸借対照表	476
18	同 損益計算書	476
19	短期給付財政調整経理貸借対照表	477
20	同 損益計算書	477
21	短期給付特別財政調整経理貸借対照表	478
22	同 損益計算書	478
23	育児・介護休業給付経理貸借対照表	479
24	同 損益計算書	479
25	財形経理貸借対照表	480
26	同 損益計算書	480

統 計 表 II（地方議会議員共済会）

1	議員数及び報酬に関する調	482
2	共済給付金支給状況調	482
3	年金たる共済給付金種類別受給権者状況調	482

4	給付經理貸借対照表	483
5	同 損益計算書	483
6	業務經理貸借対照表	484
7	同 損益計算書	484

概要

第1 制度の沿革

1 地方公務員の共済組合制度の沿革

地方公務員についての退職年金制度及び共済制度は、昭和 37 年 12 月 1 日に地方公務員共済組合法（昭和 39 年法律第 152 号により法律名が「地方公務員等共済組合法」に改称された。以下「法」という。）が施行され現行の統一的な共済組合制度に統合されたが、それまでの間は、都道府県と市町村の区分、身分や職種の相違によって区々に分かれて行われていた。この制度的な沿革の概略は、次のとおりである。

- (1) 都道府県の職員、地方警察職員、教育職員、消防職員のうち国の官吏たる身分を有する者については、地方自治法、警察法、教育公務員特例法、消防組合法が施行されるまでは、恩給制度が適用され、地方自治法等の施行後も、その施行前から引き続き官吏に相当するものとして勤務するものについては、恩給法の規定が準用されていた。

また、都道府県の職員等のうち道制、都府県制に基づく有給吏員等に対しては、官吏の制度は適用されず、明治以来これらの法律に基づき地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。

一方、都道府県の職員等に対する医療保険制度としては、政府職員共済組合令（昭和 15 年勅令第 827 号）による短期給付制度が適用されていた。

- (2) 昭和 23 年 7 月 1 日に旧国家公務員共済組合法が施行され、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察消防の職員は、同法の短期給付に関する規定の適用を受けることとなり、更に昭和 24 年同法の一部改正が行われ、これらの地方公務員のうち雇用人である者に対しては同法の長期給付に関する規定も適用されることとなった。
- (3) 昭和 31 年地方自治法の一部が改正され、同年 9 月 1 日以降退職した者については、恩給法上の公務員としての在職期間と都道府県の職員としての在職期間との間、都道府県相互間の在職期間が恩給又は都道府県の退職年金の基礎在職年に相互に通算されることになり、昭和 34 年 3 月 31 日以降は市町村の教育職員相互間並びに市町村の教育職員と恩給法上の公務員及び都道府県の職員

間にも同様の通算措置がとられることとなった。

- (4) 昭和 33 年国家公務員共済組合法の全部改正が行われたが、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察職員は、従来と同様の取扱いにより同法の適用を受けることとなった。
- (5) 一方、市町村の職員については、市町村制に基づき、市の吏員及び一部の町村の吏員について、それぞれの地方公共団体の退職料条例が適用されていた。
- (6) 町村の吏員については、昭和 18 年 4 月政府の指導により、各都道府県ごとに町村制に基づく一部事務組合として町村吏員恩給組合が設立され、町村吏員に対する退職年金及び退職一時金の給付事務を共同して処理することとなったが、昭和 27 年 4 月に町村職員恩給組合法が制定され、当該町村職員恩給組合について、その内容の整備充実が図られた。
- (7) 昭和 29 年 7 月に市町村職員共済組合法が制定され、翌 30 年 1 月 1 日から市町村職員共済組合が発足し、原則として、全市町村の職員について、同法に基づく短期給付が適用され、更に雇用人については、当該短期給付のほか同法に基づく長期給付が適用された。ただし、市町村職員共済組合法の公布の際、市町村職員共済組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村が、健康保険組合の存続を申し出たときは、当該市町村の職員には、市町村職員共済組合法の全部又は短期給付に関する部分は適用されず、市町村職員共済組合法の全部非適用の市町村にあつては、市町村職員共済組合法の長期給付に相当する給付を行うこととされていた。
- (8) 昭和 37 年 12 月 1 日に地方公務員の新共済制度が発足し、上記の地方公務員の退職年金制度及び共済制度は、統一的な制度に統合されることとなった。この例外として、法の公布の際、現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されている地方公共団体にあつては、当該健康保険組合を存続しない旨のその組合会の議決があつた場合を除き、健康保険組合はそのまま存続し、当該健康保険組合の被保険者である当該地方公共団体の職員については、法の短期給付に関する規定は適用しないものとされた（なお、平成 22 年 12 月 1 日をもって、存続していた健康保険組合はすべて解散し、すべての地方公共団体職員について法の規定に基づく短期給付が適用されることとなった。）。

なお、法の施行により、国家公務員共済組合法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合は、同一性をもって法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合として存続することとされ、旧町村職員恩給組合法に基づく旧町村職員恩給組合及び旧市町村職員共済組合法に基づく旧市町村職員共済組合は、法施行と同時に解散され、その権利義務は、法に基づく市町村職員共済組合が承継することとされた。また、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもって組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもって組織する都市職員共済組合連合会が設けられた。

- (9) 地方団体関係団体の職員に対する年金制度は、昭和 39 年 7 月 6 日に公布された地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 152 号）により、法に基づく年金制度として制度化され、同年 10 月 1 日から発足した。

従来、地方団体関係団体の職員に対する年金制度としては、厚生年金保険法（一部の職員にあっては、沿革的に法）が適用されていたのであるが、これらの職員の職務内容が、地方公務員に準じていること等から地方公務員の共済制度に準じた共済制度を設けることが適当であるとの国会における附帯決議があったこと等により、法のなかに地方公務員に対する年金制度とは別に地方団体関係団体の職員に対する年金制度が設けられた。

なお、地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とは、不通算とされていた。

- (10) 昭和 59 年 4 月 1 日に地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、地方公務員共済組合連合会が設けられた。地方公務員共済組合連合会は、平成 2 年 4 月、当初加入していなかった公立学校共済組合及び警察共済組合の加入により、すべての地方公務員共済組合をもって組織されることとなった。

また、地方公務員共済組合連合会の設立にあわせて、既に設けられていた市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を解散するとともに、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織す

る全国市町村職員共済組合連合会が設けられた。

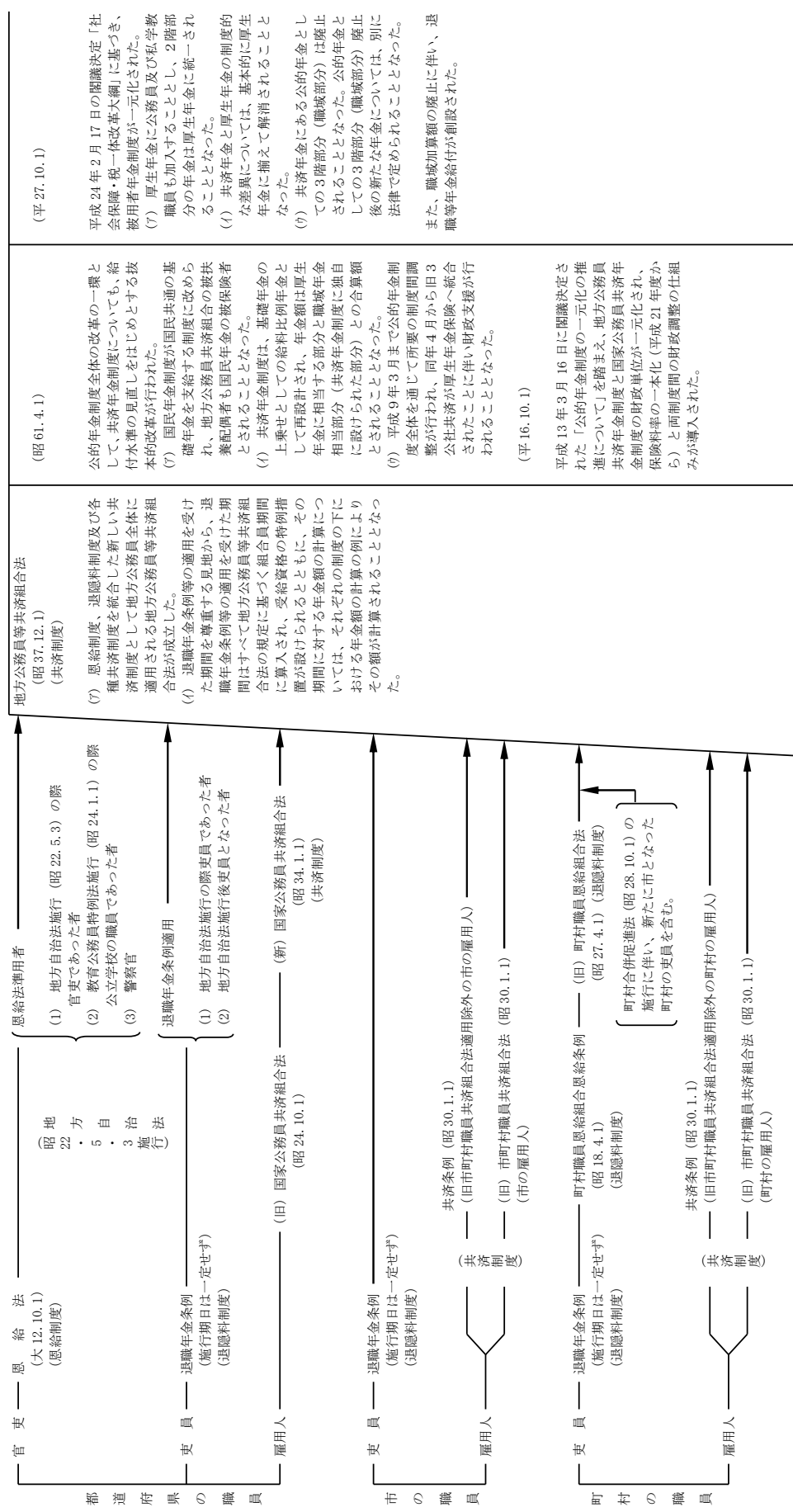
- (11) 昭和 60 年 5 月 1 日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により、昭和 61 年 4 月 1 日から国民年金制度が国民共通の基礎年金を支給する制度に改められ、地方公務員共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用することとされた。これに伴い昭和 60 年 12 月 27 日に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）が公布され、地方公務員等共済組合が支給する年金は、基礎年金と併せて支給する給料比例の年金として再編成された。また、この法律により、従来、不通算とされていた地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とを相互に通算することとされた。
- (12) 平成 12 年 4 月 1 日からは、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）により、地方公務員等共済組合法が適用されていた社会保険関係事務又は職業安定関係事務に従事する地方事務官については、厚生事務官及び労働事務官として国家公務員共済組合法を適用することとされた。
- (13) 平成 16 年 6 月 23 日に公布された地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 132 号）により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の長期給付について、両制度の保険料率を段階的に引き上げることに
より平成 21 年度に統一するとともに、平成 16 年 10 月から両制度間の財政調整の仕組みを導入することとされた。
- また、平成 19 年 4 月 1 日から、これまで市町村職員共済組合及び都市職員共済組合において行われていた長期給付事業を、全国市町村職員共済組合連合会に集約し、一元的に処理することとされた。
- (14) 平成 24 年 8 月 22 日に公布された被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）により、平成 26 年 12 月から指定都市職員共済組合は全国市町村職員共済組合連合会に加入することとされた（ただし、長期給付事業の一元的処理については、平成 27 年 10 月から実施することとされた。）。

また、この法律により、平成 27 年 10 月 1 日から、厚生年金と共済年金に分

かれていた被用者年金制度を厚生年金制度に統一することとされ、共済年金に係る規定の削除、共済年金にある公的年金としての職域部分の廃止等の措置が講じられた。あわせて、廃止後の新たな年金については、平成 24 年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、職域加算額の廃止と同時に設けることとされた。

- (15) 平成 24 年 11 月 26 日に公布された地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 97 号）により、退職等年金給付を設けることとされた。

地方公務員の退職年金制度の沿革（略表）



2 社会保障協定の状況

国際的な人的交流の活発化に伴い、在留邦人等が外国の滞在期間中に日本と外国の年金制度等に二重加入し、保険料を負担しなければならないなどの問題が生じていることから、これを回避するため日本と下表の協定締結相手国との間で社会保障に関する協定が締結され、この協定を実施するために必要な法の特例等を定める法律が制定されている。当初は、協定締結相手国ごとに特例法を定めていたが、社会保障協定に係る法制の簡素化及び円滑な実施を図るため関係諸法を統合し、平成 20 年 3 月に「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 104 号)」が施行された。

協定締結相手国	協定の範囲		協定の発効日
	年金	医療	
ドイツ連邦共和国	○		平成12年2月1日
イギリス	○		平成13年2月1日
大韓民国	○		平成17年4月1日
アメリカ合衆国	○	○	平成17年10月1日
ベルギー	○	○	平成19年1月1日
フランス	○	○	平成19年6月1日
カナダ	○		平成20年3月1日
オーストラリア	○		平成21年1月1日
オランダ	○	○	平成21年3月1日
チェコ	○	○	平成21年6月1日
スペイン	○		平成22年12月1日
アイルランド	○		平成22年12月1日
ブラジル	○		平成24年3月1日
スイス	○	○	平成24年3月1日
ハンガリー	○	○	平成26年1月1日
インド	○		平成28年10月1日
ルクセンブルク	○	○	平成29年8月1日
フィリピン	○		平成30年8月1日
スロバキア	○		令和元年7月1日
中国	○		令和元年9月1日

3 地方議会議員の年金制度の沿革

地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）に対する退職年金制度は昭和 36 年 6 月に地方議会議員互助年金法が施行され、都道府県、市又は町村の地方議会議員の区分ごとにその任意加入による互助会組織を設けることができることとし、これによって年金を支給する互助年金制度として発足した。

しかし互助年金制度は、地方公務員の統一的な年金制度が設けられる際にはこれに統合することを前提として設けられたので、昭和 37 年 12 月 1 日に法が施行された際に統合され、地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）による年金制度が制定され、すべての地方議会議員がその適用を受けることとなった。

なお旧地方議会議員互助年金法に基づく都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会及び町村議会議員互助会は、同一性をもって法に基づく都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会として存続することとされた。

その後、厳しい年金財政の状況に対応するため、平成 15 年 4 月 1 日から給付水準の原則 20% 引下げが行われ、平成 19 年 4 月 1 日から給付水準の原則 12.5% 引下げが行われた。また、平成 18 年 10 月 1 日から、市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位を一元化し、保険料率を一本化するとともに、両共済会の給付と負担の水準が等しくなるような財政調整を行うこととなった。

しかしながら、その後、市町村合併に伴う議員定数の削減が予想以上に進展したことに加え、行政改革に伴う議員定数及び議員報酬の削減が行われたため、さらに財政状況が悪化し、持続的な制度として存続させることが困難となったことから、平成 23 年 6 月 1 日をもって制度は廃止された。

第2 制度の改正等

1 制度の改正

令和元年度においては、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」により、制度の改正が行われたが、主な改正内容は次のとおりである。

（1）オンライン資格確認の導入

保険医療機関等から療養を受けようとする場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合、電子資格確認（個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を使って組合員又は被扶養者であることの確認を受ける方法。）その他主務省令で定める方法により、組合員又は被扶養者であることの確認を受けるよう規定された。

（2）被扶養者の要件の見直し

被扶養者要件について、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして主務省令で定めるものであることを加えるとともに、適用を除外すべき特別の理由がある者として主務省令で定める者を被扶養者としなないこととされた。

2 令和元年度における年金額の改定

平成30年平均の全国消費者物価指数は対前年比1.0%となり、対前年度比名目手取り賃金変動率は0.6%、マクロ経済スライドによる「スライド調整率」はマイナス0.2%となった。

令和元年度の年金額は、令和元年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（0.6%）よりも物価変動率（1.0%）が高くなるため、新規裁定者・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率（0.6%）によって改定された。さらに、令和元年度は、名目手取り賃金変動率にスライド調整率（マイナス0.2%）と平成30年度に繰り越されたマクロ経済スライドの未調整分（マイナス0.3%）が乗じられることになり、平成30年度の本来水準の年金額からの改定率は0.1%となった。

第3 制度の概要

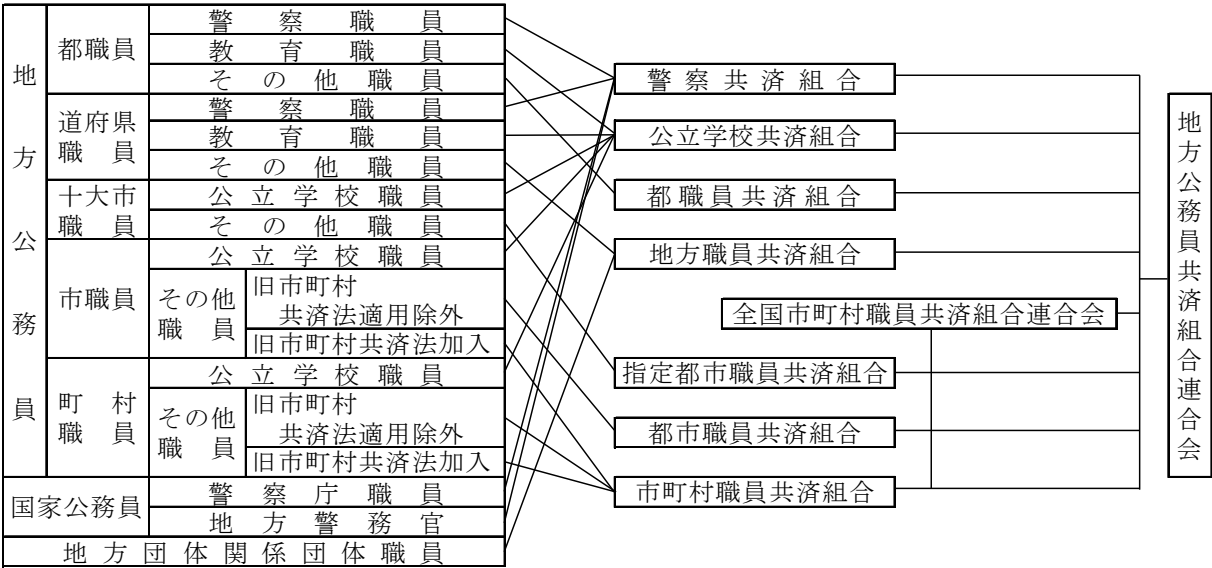
1 地方公務員の共済組合制度の概要

組合は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して短期給付又は長期給付を行い、あわせて福祉事業を実施することにより、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 組 合

常時勤務に服することを要する地方公務員のうち、都道府県の職員については主としてその職種により、市町村の職員については主としてその所属する市町村の区分等により次表に示すようにそれぞれの職員をもって組織する組合が設けられている。



なお、国家公務員は、本来国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）の適用を受け国家公務員共済組合の組合員となるものであるが、都道府県警察に勤務する国家公務員及び警察庁の職員は、特例として警察共済組合の組合員とされている。

(2) 全国市町村職員共済組合連合会

指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下「構成組合」という。）の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア 構成組合の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち次に掲げる業務を行うこと。①長期給付の裁定又は決定及び支払 ②厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立て ③業務上の余裕金の管理及び運用 ④その他総務省令で定める業務

イ 構成組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。

ウ 構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行われるように、構成組合の事務の指導を行うこと。

エ 構成組合の短期給付の掛金に係る不均衡を調整するための交付金（調整交付金）を構成組合に交付する事業を行うこと。

オ 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡を調整するための交付金（特別調整交付金）を構成組合に交付する事業を行うこと。

カ 構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金を構成組合に交付する事業を行うこと。

キ エからカまでに掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業を行うこと。

ク 災害給付積立金の管理及び運用を行うこと。

ケ 福祉事業を行うこと。

コ その他その目的を達成するために必要な事業を行うこと。

なお、構成組合の長期給付事業は、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については平成 19 年 4 月から、指定都市職員共済組合については平成 27 年 10 月から、市町村連合会において一元的に処理を行っている。

(3) 地方公務員共済組合連合会

組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての組合及び市町村連合会をもって組織する地方公務員共済組合連合会（以下「地共済連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合及び市町村連合会に提供すること。

イ 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、実施機関との情報交換及び連絡調整を行うこと。

ウ 実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理に関する事務を行うこと。

エ 厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務を行うこと。

オ 厚生年金拠出金を納付し、又は厚生年金交付金を受け入れること。

カ 基礎年金拠出金を納付すること。

キ 退職等年金給付に係る付与率、基準利率、終身年金現価率、有期年金現価率並びに組合の退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合を定めること。

ク 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金を拠出し、又は国家公務員共済組合連合会からの財政調整拠出金を受け入れること。

ケ その他その目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(4) 組 合 員

職員となった者又は組合員とされる国の職員となった者は、その職員又は国の職員となった日から、その属する地方公共団体の区分又は職種により組織す

る組合の組合員の資格を取得し、また、組合又は地共済連合会及び市町村連合会（以下「連合会」という。）の役職員は、組合又は連合会の役職員となった日から、当該組合（地共済連合会の役職員については地方職員共済組合、市町村連合会の役職員については東京都市町村職員共済組合）の組合員の資格を取得する。組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

(5) 標準報酬

標準報酬の等級及び月額、組合員の報酬月額に基づき標準報酬等級表によって区分され、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の 22 分の 1 に相当する金額とする。

標準報酬は、次の方法により決定・改定される。

ア 定時決定

毎年 7 月 1 日において、現に組合員である者の同日前 3 月間（同日に継続した組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が 17 日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

決定された標準報酬は、その年の 9 月 1 日から翌年の 8 月 1 日までの標準報酬とする。

イ 資格取得時決定

組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。

決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の 8 月 31 日（6 月 1 日から 12 月 31 日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の 8 月 31 日）までの標準報酬とする。

ウ 随時改定

組合員が継続した 3 月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17 日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を 3 で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて著しく高低を生じ、総務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高

低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、その年の8月31日(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

エ 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日(以下「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間(育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月31日(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

オ 産前産後休業終了時改定

組合は、産前産後休業を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日(以下「産前産後休業終了日」という。)において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間(産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月31日(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月31日)までの標準報酬とする。

カ 組合員の報酬月額がア、イ、エ、オによって算定することが困難であるとき、又はア～オによって算定するとすれば著しく不当であるときは、これらにかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

(6) 標準期末手当等の額

組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。

(7) 給 付

組合は、組合員又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業（被扶養者を除く。）又は災害に関して短期給付を行うほか、これらの法定給付に準ずる短期給付として附加給付を行い、また、組合員の退職、障害又は死亡に関して長期給付を行っている。

ア 短期給付

短期給付には、法定給付と附加給付がある。

(ア) 法定給付には、次の 15 種類がある。

保健給付……………①療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費

②家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費

③高額療養費及び高額介護合算療養費 ④出産費

⑤家族出産費 ⑥埋葬料 ⑦家族埋葬料

休業給付……………⑧傷病手当金 ⑨出産手当金 ⑩休業手当金 ⑪育児休業手当金 ⑫介護休業手当金

災害給付……………⑬弔慰金 ⑭家族弔慰金 ⑮災害見舞金

(イ) 附加給付は、前記の法定給付に準じてそれぞれの組合の定款で定めるところにより、実施するものとされている。

イ 長期給付

長期給付には、次の 6 種類がある。

厚生年金保険給付……①老齢厚生年金

②障害厚生年金及び障害手当金

③遺族厚生年金

退職等年金給付……④退職年金

⑤公務障害年金

⑥公務遺族年金

なお、昭和 61 年 3 月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金があり、平成 27 年 9 月 30 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金がある。

(8) 福祉事業

組合（市町村連合会を含む。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

ア 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

イ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

ウ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

エ 組合員の貯金の受入れ又はその運用

オ 組合員の臨時の支出に対する貸付け

カ 組合員の需要する生活必需物資の供給

キ その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

(9) 費用の負担

組合が短期給付、長期給付及び福祉事業を行うために必要な財源は、組合員の掛金並びに地方公共団体（国家公務員である組合員については国、職員団体の専従職員である組合員については職員団体及び地方公共団体、組合又は連合会の役職員である組合員については組合又は連合会）の負担金である。ただし、育児休業をしている組合員は、当該育児休業に係る子が 3 歳に達する日までの期間、申出に基づき掛金が免除されるとともに、これらの金額に相当する地方

公共団体の負担金が免除される。

ア 短期給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。また、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用のうち、当該事業年度において負担する育児休業手当金及び介護休業手当金の額に政令で定める割合（100 分の 12.5）を乗じて得た額を地方公共団体が負担することとされている（当分の間、特例措置により 100 分の 6.875。）。

イ 厚生年金保険給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額を地方公共団体が負担することとし、残りの費用については厚生年金被保険者と地方公共団体の折半負担とされている。

ウ 退職等年金給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

エ 福祉事業に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

また、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用（退職等年金給付事業に係る事務に要する費用を除く。）については、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体に勤務する職員に係る負担をする場合は、その費用の額に 100 分の 40 を乗じて得た額を、それ以外の場合は 100 分の 67.5 を乗じて得た額を地方公共団体が負担することとし、その他必要な資金を主務大臣の定める範囲内において組合が短期経理及び長期経理から繰り入れることとされている。

なお、短期給付に要する費用及び長期給付に要する費用は、次に掲げる方法により算定することとされている。

(ア) 短期給付

……その事業年度における費用の予想額と、掛金及び負担金の額とが等しくなるように、いわゆる自然保険料方式により定める。

(イ) 厚生年金保険給付

……厚生年金保険事業に要する費用は、保険料をもって充てる。

なお、厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合に

は、速やかに所要の措置が講ぜられなければならないこととされており、政府は、少なくとも5年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間（財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね100年間）における見通しを作成しなければならないこととされている。

(ウ) 退職等年金給付

……将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額として政令で定めるところにより計算した額と国共法に規定する国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように定める。

(10) 継続長期組合員

組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて、沖縄振興開発金融公庫又は政令で定める法人に使用される者（役員及び非常勤の者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合には、法の長期給付に関する適用については、その者の退職はなかったものとみなされ、その者は、当該公庫等職員として在職している間、引き続き転出の際所属していた組合の組合員であるものとされる。

なお、継続長期組合員に係る「業務」は「公務」とみなされ、また、地方公共団体が負担すべき長期給付に係る負担金は当該公庫等が負担するものとされている。

継続長期組合員は、転出の日から起算して5年を経過したとき、引き続き公庫等職員として在職しなくなったとき、死亡したときは、その翌日から継続長期組合員の資格を喪失する。

(11) 任意継続組合員

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、その退職の日か

ら起算して 20 日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出たときは、任意継続組合員の資格を取得し、短期給付及び福祉事業に係る部分のうち休業手当金等の一部が適用除外される場合は、組合員であるとみなされ、それぞれの給付等が適用される。

なお、任意継続組合員に係る任意継続掛金は、当該組合の短期給付に係る組合員の掛金及び地方公共団体の負担金の合算額に相当するものとされている。

任意継続組合員が資格取得後 2 年を経過したとき、死亡したとき、掛金を払い込まなかったとき、組合員となったとき、任意継続組合員でなくなことを希望する旨を申し出たとき、後期高齢者医療の被保険者等となったときは、その資格を喪失する。

(12) 地方公務員共済組合が支給する年金の年額の改定

ア 法の適用を受けた地方公務員に係る年金

法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）の規定による退職年金、退職共済年金等の年額の改定に関する法令の規定によりその年額が改定される。

イ 国共法の適用を受けた都道府県の職員に係る年金

施行法第 3 条の 2 の 2 の規定により、国共法の規定による退職年金等に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定される場合にその改定の例により、その年額が改定される。

ウ 旧町村職員恩給組合恩給条例の適用を受けた市町村の吏員に係る年金

施行法第 3 条の 3 の規定により、恩給に関する法令の改定により恩給の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

エ 旧市町村職員共済組合法の適用を受けた市町村の雇用人に係る年金

施行法第 3 条の 4 の規定により、旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の年額の改定に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

(13) 派遣職員に関する法の適用

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法

律第 50 号。以下「派遣法」という。)に基づく派遣職員については、引き続き派遣された日の前日まで所属していた地方公務員共済組合の組合員として、法の規定が全面適用されることとなっている。

また、派遣法に基づく退職派遣者の法の適用にあたっては、法第 140 条第 1 項に規定する公庫等職員とみなして継続長期組合員と同様の取り扱いをすることとされている。

(14) 地方独立行政法人の職員に関する法の適用

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人の職員については、その設立団体の職員を組合員とする共済組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとされている。

また、職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 59 条第 2 項に規定する移行型一般地方独立行政法人であって同項の規定により設立団体の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の職員となったものをいう。）、定款変更一般地方独立行政法人（特定地方独立行政法人が定款変更により一般地方独立行政法人となったものをいう。）及び職員引継等合併一般地方独立行政法人（新設合併によって設立された一般地方独立行政法人であって、合併前の法人が職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人、これらの法人の新設合併により設立された法人等、その役職員が法第 2 条 1 項第 1 号の職員とみなされる法人のみであったものをいう。）の役職員については、法に規定する職員とみなして、特定地方独立行政法人の職員と同様、法の規定の適用を受けるものとされている。

一方、地方独立行政法人法第 55 条に規定する一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を除く。）は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体とされ、その職員は地方職員共済組合（団体共済部）の組合員となるものとされている。

2 地方団体関係団体職員の年金制度等の概要

地方職員共済組合（団体共済部）（昭和 57 年 4 月 1 日前は、地方団体関係団体

職員共済組合であった。以下「団体共済部」という。)は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体(以下「地方団体関係団体」という。)に勤務する職員に対し、地方公務員の長期給付に準ずる給付を行い、あわせて福祉事業を実施することによりこれらの職員及びその遺族の生活の安定と福祉増進に寄与するとともに、地方団体関係団体の事業の円滑な運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項についてその概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 地方団体関係団体

地方団体関係団体については、法において次の各号に掲げる団体とされている。

ア 地方自治法第 263 条の 3 第 1 項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの(知事会、市長会等の地方 6 団体がこれに該当する。)

イ 地方自治法第 263 条の 2 第 1 項に規定する公益的法人(市有物件災害共済会等がこれに該当する。)

ウ 国民健康保険団体連合会で都道府県の区域をその区域とするもの

エ 地方公共団体の職員を被保険者とする健康保険組合

オ 地方公務員災害補償基金

カ 消防団員等公務災害補償等共済基金

キ 水害予防組合

ク 地方住宅供給公社

ケ 地方道路公社

コ 土地開発公社

サ 一般地方独立行政法人(職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を除く。)

(2) 団体組合員

地方団体関係団体の職員又は団体共済部の役職員となった者は、その職員等となった日から団体組合員の資格を取得し、団体組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から団体組合員の資格を喪失する。

(3) 給 付

団体共済部は、団体組合員の退職、障害又は死亡に関し、次に掲げる 6 種類

の給付を行うが短期給付は行わないものとされている。

厚生年金保険給付……①老齢厚生年金

②障害厚生年金及び障害手当金

③遺族厚生年金

退職等年金給付……④退職年金

⑤公務障害年金

⑥公務遺族年金

なお、昭和 61 年 3 月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金があり、平成 27 年 9 月 30 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金がある。

(4) 福祉事業

団体共済部は、団体組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

ア 団体組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査、その他の健康の保持増進のための必要な事業

イ 団体組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

ウ 団体組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

エ 団体組合員の貯金の受入れ又はその運用

オ 団体組合員の臨時の支出に対する貸付け

カ 団体組合員の需要する生活必需物資の供給

キ その他団体組合員の福祉の増進に資する事業で地方職員共済組合の定款で定めるもの

(5) 費用の負担

団体共済部が厚生年金保険給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額を公経済の主体である地方公共団体が負担することとし、残りの費用については団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされている。

福祉事業に要する費用については、団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされている。

また、団体共済部の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用（退職等年金給付に係る事務に要する費用を除く。）については、その費用の額に100分の40を乗じて得た額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を総務大臣の定める範囲内において長期経理から繰り入れることとされている。

3 地方議会議員の年金制度の概要

共済会は、地方議会議員及びその遺族の生活の安定に資するため、地方議会議員の退職、公務傷病及び死亡について年金及び一時金を支給することを目的として運営されていた。

なお、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号。以下「廃止法」という。）により、平成23年6月1日をもって地方議会議員年金制度が廃止され、これに伴う経過措置が設けられている。

法及び廃止法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 共 済 会

ア 制度廃止前（平成23年5月31日まで）

次の各号に掲げる区分に従って、地方議会議員をもって組織する共済会が設けられている。

- (ア) 都道府県の議会の議員……………都道府県議会議員共済会
- (イ) 市（特別区を含む。）の議会の議員……………市議会議員共済会
- (ウ) 町村の議会の議員……………町村議会議員共済会

イ 制度廃止後（平成23年6月1日以後）

共済会は、制度廃止に伴う経過措置としての給付を行うため、それぞれ都道府県議会議員存続共済会、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会（以下「存続共済会」という。）として存続するものとし、業務が全て終了したときに解散することとされている。

(2) 給 付

ア 制度廃止前（平成 23 年 5 月 31 日まで）

共済会が行う給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金の 5 種類である。

イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

存続共済会が行う給付は、旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族一時金並びに特例退職年金、特例退職一時金、特例公務傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金である。

なお、廃止法による給付の主な経過措置について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(ア) 制度廃止時の議員退職者に係る給付

制度廃止時に既に議員を退職して退職年金の給付事由が生じている者については、廃止前の制度による退職年金の給付を継続することとされている。

(イ) 制度廃止時の現職議員に係る給付

a 在職 12 年以上の場合

制度廃止時（平成 23 年 6 月 1 日）の現職議員のうち、その時点で退職年金の受給資格を満たす在職 12 年以上の議員については、①廃止前の制度による退職年金の支給、又は②掛金及び特別掛金の総額の 80%の退職一時金の支給、のいずれかを選択できることとされている。

b 在職 12 年未満の場合

制度廃止時の現職議員のうち、退職年金の受給資格を満たさない在職 12 年未満の議員については、掛金及び特別掛金の総額の 80%の退職一時金を給付することとされている。

※ 平成 23 年 1 月から 5 月までに退職した者

制度廃止の方針決定後の平成 23 年 1 月から 5 月までに退職した者については、退職時に退職年金の受給資格を満たす在職 12 年以上の議員については a、退職時に退職年金の受給資格を満たさない在職 12 年未満の議員については b の取扱いによることとされている。

(ウ) 退職年金に係る給付の引下げ及び支給停止措置

a 退職年金の給付の引下げ

退職年金の年額が 200 万円を超えるときには、当該超える額の 10%を引き下げるものとされている。

b 高額所得者に対する支給停止措置

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額（住民税の課税総所得金額ベース）との合計額が 700 万円を超えるときには、当該超える額の 2 分の 1 に相当する金額の支給を停止するとともに、最低保障額（改正前：190.4 万円）を廃止することとされている。

(エ) 公務傷病年金及び遺族年金の取扱い

公務傷病年金及び遺族年金は、廃止前の制度を基本として、給付を行うこととされている。

(3) 費用の負担

ア 制度廃止前（平成 23 年 5 月 31 日まで）

共済会が給付を行うために必要な費用は、地方議会議員の掛金及び特別掛金をもって充てられるほか、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体が負担することとされていた。

また、共済会の事務に要する費用は、地方公共団体がその全額を負担することとされていた。

イ 制度廃止後（平成 23 年 6 月 1 日以後）

給付に要する費用については、存続共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、令和元年度における負担率は、都道府県議会議員存続共済会が標準報酬月額 100 分の 20.9、市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会が標準報酬月額 100 分の 36.9 とされている。

また、存続共済会の事務に要する費用は、引き続き、地方公共団体がその全額を負担することとされている。

(4) 年金額の改定

昭和 48 年度までは実施されていなかったが、昭和 49 年度からは、全国消費者物価指数等の変動に応じて政令で定めるところにより増額又は減額改定が行

われている（制度廃止後も同様）。

第4 事業の概要

I 地方公務員共済組合の事業の概要

〔I〕 組合及び組合員の概況

1 組合等の数

令和元年度末の組合数は、地方職員共済組合1、公立学校共済組合1、警察共済組合1、東京都職員共済組合1、指定都市職員共済組合10、市町村職員共済組合47及び都市職員共済組合3の合計64組合であり、その支部の数は、地方職員共済組合47、公立学校共済組合47及び警察共済組合49の合計143支部である（第1表参照）。

また、連合会の数は、地方公務員共済組合連合会1及び全国市町村職員共済組合連合会1である。

第1表 組合数と支部数の状況

組合名	年度		
	令和元年度末	平成30年度末	前年度との 比較増減
地方職員共済組合	1（ 47 ）	1（ 47 ）	－（ － ）
公立学校共済組合	1（ 47 ）	1（ 47 ）	－（ － ）
警察共済組合	1（ 49 ）	1（ 49 ）	－（ － ）
東京都職員共済組合	1	1	－
指定都市職員共済組合	10	10	－
市町村職員共済組合	47	47	－
都市職員共済組合	3	3	－
計	64（ 143 ）	64（ 143 ）	－（ － ）

（注）（ ）内の数は、支部数である。

2 組合員数

令和元年度末現在の組合員数は、短期給付適用は2,881,548人、長期給付適用は2,858,679人であり、それぞれの内訳は、短期給付適用が、一般組合員2,433,083人（短期給付適用者全体の84.4%）、地方公共団体の長である組合員1,786人（同0.1%）、特定消防組合員152,708人（同5.3%）、船員一般組合員1,828人（同0.1%）、特定警察組合員254,514人（同8.8%）及び任意継続組合員37,629人（同1.3%）である。長期給付適用は、一般組合員2,433,083人（長期給付適用者全体の85.1%）、地方公共団体の長である組合員1,786人（同0.1%）、特定消防組合員152,708人（同5.3%）、長期組合員13,531人（同0.5%）、船員一般組合員1,828人（同0.1%）、継続長期組合員1,229人（同0.0%）及び特定警察組合員254,514人（同8.9%）である。

これをそれぞれ前年度と比較すると、短期給付適用は総数で10,295人増加（0.4%増）しており、その内訳は、一般組合員12,345人増、地方公共団体の長である組合員3人増、特定消防組合員425人増、船員一般組合員1人減、特定警察組合員192人減及び任意継続組合員2,285人減となっている。長期給付適用は総数で12,833人増加（0.5%増）しており、その内訳は、一般組合員12,343人増、地方公共団体の長である組合員3人増、特定消防組合員425人増、長期組合員237人増、船員一般組合員1人減、継続長期組合員18人増、特定警察組合員192人減となっている。

また、男女別の数は、短期給付適用は男子組合員1,714,357人（短期給付適用者全体の59.5%）、女子組合員1,167,191人（同40.5%）であり、前年度と比較すると、男子組合員が4,603人減少、女子組合員は14,898人増加している。長期給付適用は男子組合員1,699,262人（長期給付適用者全体の59.4%）、女子組合員1,159,417人（同40.6%）であり、前年度と比較すると男子組合員が3,399人減少、女子組合員は16,232人増加している（第2表その（一）参照）。

なお、組合別に男子組合員の割合をみると、短期給付適用は、地方職員共済組合が62.4%、警察共済組合が86.1%、東京都職員共済組合の59.9%、指定都市職員共済組合が65.1%及び市町村職員共済組合が60.8%で、これらの組合は短期給付適用全体の平均59.5%より高くなっているが、公立学校共済組合

の 48.2%及び都市職員共済組合の 56.9%はこの平均より低くなっている。長期給付適用は、地方職員共済組合が 61.9%、警察共済組合が 86.1%、東京都職員共済組合が 60.1%及び全国市町村職員共済組合連合会が 61.2%で、これらの組合は長期給付適用全体の平均 59.4%より高くなっているが、公立学校共済組合の 48.1%はこの平均より低くなっている（第 2 表その（二）参照）。

第 2 表 組合員数の状況

その(一) 組合員種別
(短期給付適用)

区分 組合員の種類		令和元年度末		平成 30 年度末		増 減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
一般組合員		人	%	人	%	人	%
	男	1,310,785	45.5	1,313,290	45.7	△ 2,505	△ 0.2
	女	1,122,298	38.9	1,107,448	38.6	14,850	1.3
	計	2,433,083	84.4	2,420,738	84.3	12,345	0.5
地方公共団体の 長である組合員	男	1,750	0.1	1,748	0.1	2	0.1
	女	36	0.0	35	0.0	1	2.9
	計	1,786	0.1	1,783	0.1	3	0.2
特定消防組合員	男	148,040	5.1	147,879	5.2	161	0.1
	女	4,668	0.2	4,404	0.2	264	6.0
	計	152,708	5.3	152,283	5.3	425	0.3
船員一般組合員	男	1,809	0.1	1,813	0.1	△ 4	△ 0.2
	女	19	0.0	16	0.0	3	18.8
	計	1,828	0.1	1,829	0.1	△ 1	△ 0.1
特定警察組合員	男	228,620	7.9	229,786	8.0	△ 1,166	△ 0.5
	女	25,894	0.9	24,920	0.9	974	3.9
	計	254,514	8.8	254,706	8.9	△ 192	△ 0.1
任意継続組合員	男	23,353	0.8	24,444	0.9	△ 1,091	△ 4.5
	女	14,276	0.5	15,470	0.5	△ 1,194	△ 7.7
	計	37,629	1.3	39,914	1.4	△ 2,285	△ 5.7
合 計	男	1,714,357	59.5	1,718,960	59.9	△ 4,603	△ 0.3
	女	1,167,191	40.5	1,152,293	40.1	14,898	1.3
	計	2,881,548	100.0	2,871,253	100.0	10,295	0.4

(長期給付適用)

区分 組合員の種類		令和元年度末		平成30年度末		増 減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
一般組合員	人		%	人	%	人	%
	男女	1,310,785	45.9	1,313,292	46.1	△ 2,507	△ 0.2
	計	1,122,298	39.3	1,107,448	38.9	14,850	1.3
地方公共団体の 長である組合員	男女	2,433,083	85.1	2,420,740	85.1	12,343	0.5
	男女	1,750	0.1	1,748	0.1	2	0.1
	計	36	0.0	35	0.0	1	2.9
特定消防組合員	男女	1,786	0.1	1,783	0.1	3	0.2
	男女	148,040	5.2	147,879	5.2	161	0.1
	計	4,668	0.2	4,404	0.2	264	6.0
長期組合員	男女	152,708	5.3	152,283	5.4	425	0.3
	男女	7,103	0.2	7,003	0.2	100	1.4
	計	6,428	0.2	6,291	0.2	137	2.2
船員一般組合員	男女	13,531	0.5	13,294	0.5	237	1.8
	男女	1,809	0.1	1,813	0.1	△ 4	△ 0.2
	計	19	0.0	16	0.0	3	18.8
継続長期組合員	男女	1,828	0.1	1,829	0.1	△ 1	△ 0.1
	男女	1,155	0.0	1,140	0.0	15	1.3
	計	74	0.0	71	0.0	3	4.2
特定警察組合員	男女	1,229	0.0	1,211	0.0	18	1.5
	男女	228,620	8.0	229,786	8.1	△ 1,166	△ 0.5
	計	25,894	0.9	24,920	0.9	974	3.9
合 計	男女	254,514	8.9	254,706	9.0	△ 192	△ 0.1
	男女	1,699,262	59.4	1,702,661	59.8	△ 3,399	△ 0.2
	計	1,159,417	40.6	1,143,185	40.2	16,232	1.4
		2,858,679	100.0	2,845,846	100.0	12,833	0.5

(注) 組合員の種別は次のとおりである。

- 1 「一般組合員」とは、以下に掲げる組合員以外の組合員である。
- 2 「地方公共団体の長である組合員」とは、都道府県知事又は市区町村長である組合員である。
- 3 「特定消防組合員」とは、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第57号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）附則第9条に規定する特定消防職員（消防吏員にあっては消防司令以下、常勤の消防団員にあっては副団長以下の階級である者。）である組合員をいう。
- 4 「長期組合員」とは、後期高齢者医療の被保険者である組合員及び後期高齢者医療の適用除外となる組合員並びに法第144条の3に規定する団体組合員をいう。
- 5 「船員一般組合員」とは、船員保険法第2条第1項の規定による船員保険の被保険者である組合員である。
- 6 「継続長期組合員」とは、法第140条第1項の規定により公庫等に転出した後も引き続き長期給付の規定の適用を受ける組合員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなされる組合員である。
- 7 「特定警察組合員」とは、法第3条第1項第3号、第140条第1項及び第142条第1項に規定する職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。）、法第142条第2項に規定する特定公庫等役員並びに法第141条に規定する組合役職員のうち、警部以下の階級にある警察官及び皇宮警部以下の階級にある皇宮護衛官である組合員をいう。
- 8 「任意継続組合員」とは、法第144条の2第1項の規定による申し出をした者である。

その（二） 組合別
(短期給付適用)

組合名		令 和 元 年 度 末		平 成 30 年 度 末		増 減	
		組 合 員 数	割 合	組 合 員 数	割 合	組 合 員 数	伸 び 率
地 方 職 員 共 済 組 合	人		%	人	%	人	%
	男女計	190,437	62.4	191,253	63.0	△ 816	△ 0.4
		114,597	37.6	112,422	37.0	2,175	1.9
公 立 学 校 共 済 組 合	男女計	305,034	100.0	303,675	100.0	1,359	0.4
		466,807	48.2	465,913	48.5	894	0.2
		502,171	51.8	495,376	51.5	6,795	1.4
警 察 共 済 組 合	男女計	968,978	100.0	961,289	100.0	7,689	0.8
		257,804	86.1	259,466	86.5	△ 1,662	△ 0.6
		41,606	13.9	40,395	13.5	1,211	3.0
東 京 都 職 員 共 済 組 合	男女計	299,410	100.0	299,861	100.0	△ 451	△ 0.2
		75,065	59.9	74,515	60.0	550	0.7
		50,228	40.1	49,704	40.0	524	1.1
指 定 都 市 職 員 共 済 組 合	男女計	125,293	100.0	124,219	100.0	1,074	0.9
		107,443	65.1	107,973	65.5	△ 530	△ 0.5
		57,616	34.9	56,773	34.5	843	1.5
市 町 村 職 員 共 済 組 合	男女計	165,059	100.0	164,746	100.0	313	0.2
		586,622	60.8	589,622	61.1	△ 3,000	△ 0.5
		378,147	39.2	375,020	38.9	3,127	0.8
都 市 職 員 共 済 組 合	男女計	964,769	100.0	964,642	100.0	127	0.0
		30,179	56.9	30,218	57.2	△ 39	△ 0.1
		22,826	43.1	22,603	42.8	223	1.0
合 計	男女計	53,005	100.0	52,821	100.0	184	0.3
		1,714,357	59.5	1,718,960	59.9	△ 4,603	△ 0.3
		1,167,191	40.5	1,152,293	40.1	14,898	1.3
合 計	男女計	2,881,548	100.0	2,871,253	100.0	10,295	0.4

(長期給付適用)

組合名		令 和 元 年 度 末		平 成 30 年 度 末		増 減	
		組 合 員 数	割 合	組 合 員 数	割 合	組 合 員 数	伸 び 率
地 方 職 員 共 済 組 合	人		%	人	%	人	%
	男女計	195,634	61.9	196,449	62.5	△ 815	△ 0.4
		120,224	38.1	117,915	37.5	2,309	2.0
公 立 学 校 共 済 組 合	男女計	315,858	100.0	314,364	100.0	1,494	0.5
		456,574	48.1	455,135	48.4	1,439	0.3
		493,579	51.9	485,895	51.6	7,684	1.6
警 察 共 済 組 合	男女計	950,153	100.0	941,030	100.0	9,123	1.0
		256,265	86.1	257,706	86.5	△ 1,441	△ 0.6
		41,443	13.9	40,221	13.5	1,222	3.0
東 京 都 職 員 共 済 組 合	男女計	297,708	100.0	297,927	100.0	△ 219	△ 0.1
		74,921	60.1	74,343	60.1	578	0.8
		49,803	39.9	49,322	39.9	481	1.0
全 国 市 町 村 職 員 共 済 組 合 連 合 会	男女計	124,724	100.0	123,665	100.0	1,059	0.9
		715,868	61.2	719,028	61.5	△ 3,160	△ 0.4
		454,368	38.8	449,832	38.5	4,536	1.0
合 計	男女計	1,170,236	100.0	1,168,860	100.0	1,376	0.1
		1,699,262	59.4	1,702,661	59.8	△ 3,399	△ 0.2
		1,159,417	40.6	1,143,185	40.2	16,232	1.4
合 計	男女計	2,858,679	100.0	2,845,846	100.0	12,833	0.5

(注) 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

3 被扶養者数

令和元年度末現在の被扶養者数は 2,583,167 人（短期非適用の組合員の被扶養者は含まない。）であり、前年度と比較すると 35,058 人減少している。

また、組合員（短期適用組合員 2,881,548 人）1 人当たりの被扶養者数は 0.90 人で、前年と比較すると 0.01 人減少している。

組合員 1 人当たりの被扶養者数が最も多いのは、警察共済組合の 1.29 人であり、反対に最も少ないのは、東京都職員共済組合の 0.73 人である（第 3 表参照）。

第 3 表 被扶養者数の状況

（短期給付適用）

組合名	令 和 元 年 度 末		平 成 30 年 度 末		増 減		
	被扶養者数	組合員 1 人 当たり	被扶養者数	組合員 1 人 当たり	被扶養者数	伸び率	組合員 1 人 当たり
	人	人	人	人	人	%	人
地 方 職 員 共 済 組 合	281,825	0.92	289,229	0.95	△ 7,404	△ 2.6	△ 0.03
公 立 学 校 共 済 組 合	724,440	0.75	735,893	0.77	△ 11,453	△ 1.6	△ 0.02
警 察 共 済 組 合	385,599	1.29	385,596	1.29	3	0.0	0.00
東 京 都 職 員 共 済 組 合	91,158	0.73	91,919	0.74	△ 761	△ 0.8	△ 0.01
指 定 都 市 職 員 共 済 組 合	153,867	0.93	156,628	0.95	△ 2,761	△ 1.8	△ 0.02
市 町 村 職 員 共 済 組 合	900,580	0.93	912,887	0.95	△ 12,307	△ 1.3	△ 0.02
都 市 職 員 共 済 組 合	45,698	0.86	46,073	0.87	△ 375	△ 0.8	△ 0.01
合 計	2,583,167	0.90	2,618,225	0.91	△ 35,058	△ 1.3	△ 0.01

4 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

令和元年度末現在の組合員の標準報酬の月額の総額は、短期給付適用が1兆2,190億円、長期給付適用が1兆1,882億円であり、それぞれ前年度の標準報酬の月額の総額と比較して、短期給付適用が81億円（0.7%）増、長期給付適用が80億円（0.7%）増となっている。これを組合員1人当たりの標準報酬の月額でみると、短期給付適用423,047円、長期給付適用が415,641円となり、前年度の標準報酬の月額と比較して、短期給付適用が1,321円（0.3%）増、長期給付適用が943円（0.2%）増となっている。

また、標準期末手当等の総額は、短期給付適用が4兆6,603億円、長期給付適用が4兆6,667億円であり、長期給付適用について前年度の標準期末手当等の額と比較すると411億円（0.9%）増となっている。これを組合員1人当たりの標準期末手当等の額でみると、短期給付適用が1,617,289円、長期給付適用が1,632,484円となり、長期給付適用について前年度と比較すると7,064円（0.4%）増となっている（第4表参照）。

第４表 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の状況

その（一） 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

（短期給付適用）

区分 組合名	令和元年度末		平成30年度末		増 減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	134,651,052	494,768,017	134,078,406	491,233,934	572,646	0.4	3,534,083	0.7
公立学校共済組合	407,796,364	1,648,964,181	406,431,258	1,636,795,025	1,365,106	0.3	12,169,156	0.7
警察共済組合	141,662,034	492,950,046	139,984,152	487,394,288	1,677,882	1.2	5,555,758	1.1
東京都職員共済組合	57,952,802	219,912,505	56,359,524	215,522,552	1,593,278	2.8	4,389,953	2.0
指定都市職員共済組合	73,555,722	276,269,905	72,660,368	274,261,803	895,354	1.2	2,008,102	0.7
市町村職員共済組合	381,312,030	1,448,513,059	379,457,124	1,436,793,173	1,854,906	0.5	11,719,886	0.8
都市職員共済組合	22,101,226	78,919,559	21,911,402	77,762,630	189,824	0.9	1,156,929	1.5
合 計	1,219,031,230	4,660,297,272	1,210,882,234	4,619,763,405	8,148,996	0.7	40,533,867	0.9

（注）金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

（長期給付適用）

区分 組合名	令和元年度末		平成30年度末		増 減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	133,136,460	511,826,414	132,499,150	507,818,933	637,310	0.5	4,007,481	0.8
公立学校共済組合	399,316,484	1,647,393,153	397,725,766	1,635,262,625	1,590,718	0.4	12,130,528	0.7
警察共済組合	138,905,514	492,096,752	137,467,272	486,486,837	1,438,242	1.0	5,609,915	1.2
東京都職員共済組合	56,188,742	219,071,206	54,916,794	214,413,504	1,271,948	2.3	4,657,702	2.2
全国市町村職員共済組合連合会	460,636,916	1,796,360,639	457,558,234	1,781,713,462	3,078,682	0.7	14,647,177	0.8
合 計	1,188,184,116	4,666,748,164	1,180,167,216	4,625,695,361	8,016,900	0.7	41,052,803	0.9

（注）１ 地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

２ 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二） 組合員１人当たりの標準報酬の月額及び標準期末手当等の額
（短期給付適用）

区分 組合名	令和元年度末		平成30年度末		増 減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	441,430	1,622,009	441,519	1,617,630	△ 89	0.0	4,379	0.3
公立学校共済組合	420,852	1,701,756	422,798	1,702,709	△ 1,946	△ 0.5	△ 953	△ 0.1
警察共済組合	473,137	1,646,405	466,830	1,625,401	6,307	1.4	21,004	1.3
東京都職員共済組合	462,538	1,755,186	453,711	1,735,021	8,827	1.9	20,165	1.2
指定都市職員共済組合	445,633	1,673,765	441,045	1,664,755	4,588	1.0	9,010	0.5
市町村職員共済組合	395,237	1,501,409	393,366	1,489,457	1,871	0.5	11,952	0.8
都市職員共済組合	416,965	1,488,908	414,824	1,472,192	2,141	0.5	16,716	1.1
合 計	423,047	1,617,289	421,726	1,608,971	1,321	0.3	8,318	0.5

（長期給付適用）

区分 組合名	令和元年度末		平成30年度末		増 減			
	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	標準期末手当等の額	標準報酬月額	伸び率	標準期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	421,507	1,620,432	421,483	1,615,385	24	0.0	5,047	0.3
公立学校共済組合	420,265	1,733,819	422,649	1,737,737	△ 2,384	△ 0.6	△ 3,918	△ 0.2
警察共済組合	466,583	1,652,951	461,413	1,632,906	5,170	1.1	20,045	1.2
東京都職員共済組合	450,505	1,756,448	444,077	1,733,825	6,428	1.4	22,623	1.3
全国市町村職員共済組合連合会	393,627	1,535,041	391,457	1,524,317	2,170	0.6	10,724	0.7
合 計	415,641	1,632,484	414,698	1,625,420	943	0.2	7,064	0.4

（注）地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

〔Ⅱ〕 短期給付の概況

1 収支の状況

令和元年度の短期経理の収支は組合全体で、収入 2 兆 384 億円（前年度繰越支払準備金を含む。）に対し、支出 1 兆 9,948 億円（次年度繰越支払準備金を含む。）で、差引 436 億円の黒字決算となっている。なお、平成 30 年度は 484 億円の黒字決算であった（第 5 表その（一）参照）。

収入額について構成割合をみると、掛金（任意継続掛金を含む。）と負担金の合計額が 87.6%（前年度 88.7%）、利息及び配当金が 0.0%（同 0.0%）、その他の収入が 5.8%（同 4.6%）、前年度繰越支払準備金が 6.6%（同 6.7%）となっている。収入額について前年度と比較すると、全体では 271 億円（1.3%）増加しており、その内訳は、掛金・負担金 14 億円（0.1%）増、利息及び配当金 1 億円（26.4%）減、その他の収入 246 億円（26.5%）増、前年度繰越支払準備金 11 億円（0.9%）増である。

次に、支出額の構成割合についても同様にみると、保健給付が 36.5%（前年度 36.6%）、休業給付が 5.5%（同 5.4%）、災害給付が 0.0%（同 0.1%）、附加給付が 0.4%（同 0.5%）、退職者給付拠出金が 0.0%（同 0.2%）、前期高齢者納付金が 15.1%（同 17.3%）、後期高齢者支援金が 20.2%（同 19.6%）、その他の支出が 15.4%（同 13.5%）、次年度繰越支払準備金が 6.9%（同 6.9%）となっている。支出額について前年度と比較すると、全体では 319 億円（1.6%）増加しており、その内訳は、保健給付が 85 億円（1.2%）増、休業給付が 33 億円（3.1%）増、災害給付が 2 億円（16.3%）減、附加給付が 4 億円（4.7%）減、退職者給付拠出金が 36 億円（98.9%）減、前期高齢者納付金が 395 億円（11.6%）減、後期高齢者支援金が 186 億円（4.8%）増、その他の支出が 434 億円（16.4%）増である（第 5 表その（二）参照）。

また、組合員 1 人当たりの掛金及び負担金の年間収入額（年度末組合員で年間収入額を除いて得た額）は、前年度 621,432 円に対し、本年度は 619,698 円（前年度と比較して 0.3%減）である（第 5 表その（三）参照）。

第5表 短期経理の収支状況

その（一） 組合別収支状況

組合名	区分	収 入 (A)			
		令和元年度	平成30年度	増 減	増減率
		千円	千円	千円	%
地方職員共済組合		215,854,748	212,568,718	3,286,031	1.5
公立学校共済組合		642,355,931	644,793,594	△ 2,437,663	△ 0.4
警察共済組合		185,418,091	186,850,347	△ 1,432,256	△ 0.8
東京都職員共済組合		83,944,259	82,541,637	1,402,622	1.7
全国市町村職員共済組合連合会		60,708,260	39,576,951	21,131,308	53.4
指定都市職員共済組合		120,443,318	120,892,754	△ 449,436	△ 0.4
市町村職員共済組合		692,296,785	687,986,809	4,309,976	0.6
都市職員共済組合		37,403,932	36,138,777	1,265,155	3.5
合 計		2,038,425,325	2,011,349,587	27,075,737	1.3

(注) 1 収入額及び支出額には、全国市町村職員共済組合連合会の災害給付経理、短期給付財政調整経理、
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二） 費用別収支状況

費目	区分	収 入 (A)					
		令和元年度		平成30年度		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
		千円	%	千円	%	千円	%
負担金		885,981,858	43.5	884,987,063	44.0	994,795	0.1
掛金		881,562,571	43.2	880,610,760	43.8	951,811	0.1
任意継続掛金		18,145,727	0.9	18,691,025	0.9	△ 545,297	△ 2.9
利息及び配当金		193,344	0.0	262,518	0.0	△ 69,174	△ 26.4
その他		117,497,462	5.8	92,893,036	4.6	24,604,426	26.5
小 計		1,903,380,963	93.4	1,877,444,401	93.3	25,936,561	1.4
前年度繰越支払準備金		135,044,362	6.6	133,905,186	6.7	1,139,176	0.9
合 計		2,038,425,325	100.0	2,011,349,587	100.0	27,075,737	1.3

(注) 1 収入額及び支出額には、全国市町村職員共済組合連合会の災害給付経理、短期給付財政調整経理、
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

支 出 (B)				過不足額 (A) - (B)	
令和元年度	平成30年度	増 減	増減率	令和元年度	平成30年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
212,502,734	210,521,591	1,981,143	0.9	3,352,014	2,047,126
631,109,502	621,997,579	9,111,922	1.5	11,246,429	22,796,014
183,217,616	181,025,492	2,192,124	1.2	2,200,475	5,824,855
77,739,675	76,976,498	763,177	1.0	6,204,584	5,565,139
46,045,108	44,888,726	1,156,382	2.6	14,663,152	△ 5,311,775
124,093,018	118,900,255	5,192,763	4.4	△ 3,649,700	1,992,499
682,372,577	672,739,035	9,633,542	1.4	9,924,208	15,247,774
37,731,825	35,869,891	1,861,934	5.2	△ 327,893	268,886
1,994,812,056	1,962,919,068	31,892,987	1.6	43,613,269	48,430,519

短期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理である。

区分 費目	支 出 (B)						差引額 (A)-(B)
	令 和 元 年 度		平 成 30 年 度		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円
保 健 給 付	727,335,449	36.5	718,829,814	36.6	8,505,636	1.2	令和元年度
休 業 給 付	109,913,246	5.5	106,570,143	5.4	3,343,103	3.1	
災 害 給 付	960,240	0.0	1,147,492	0.1	△ 187,252	△ 16.3	43,613,269
附 加 給 付	8,734,391	0.4	9,163,724	0.5	△ 429,332	△ 4.7	平成30年度
退職者給付拠出金	38,671	0.0	3,618,743	0.2	△ 3,580,072	△ 98.9	48,430,519
前期高齢者納付金	300,395,580	15.1	339,928,204	17.3	△ 39,532,623	△ 11.6	
後期高齢者支援金	403,159,549	20.2	384,544,260	19.6	18,615,289	4.8	
病床転換支援金	1,787	0.0	1,804	0.0	△ 17	△ 0.9	
そ の 他	307,444,686	15.4	264,070,524	13.5	43,374,162	16.4	
小 計	1,857,983,600	93.1	1,827,874,707	93.1	30,108,893	1.6	
次年度繰越支払準備金	136,828,456	6.9	135,044,362	6.9	1,784,094	1.3	
合 計	1,994,812,056	100.0	1,962,919,068	100.0	31,892,987	1.6	

短期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理を含む。

その（三） 組合員１人当たりの掛金及び負担金収入額

区分 組合名	令 和 元 年 度		平 成 30 年 度		増 減			
	掛金＋負担金	１人当たり の 額	掛金＋負担金	１人当たり の 額	掛金＋負担金	増減率	１人当たり の 額	増減率
	千円	円	千円	円	千円	%	円	%
地 方 職 員 共 済 組 合	200,137,962	656,117	197,241,065	649,514	2,896,897	1.5	6,603	1.0
公 立 学 校 共 済 組 合	593,883,289	612,897	597,892,045	621,969	△ 4,008,756	△ 0.7	△ 9,072	△ 1.5
警 察 共 済 組 合	169,767,597	567,007	171,554,822	572,114	△ 1,787,225	△ 1.0	△ 5,107	△ 0.9
東 京 都 職 員 共 済 組 合	77,889,535	621,659	76,777,170	618,079	1,112,365	1.4	3,580	0.6
指 定 都 市 職 員 共 済 組 合	105,913,440	641,670	105,523,840	640,524	389,600	0.4	1,146	0.2
市 町 村 職 員 共 済 組 合	605,569,667	627,684	603,732,278	625,861	1,837,389	0.3	1,823	0.3
都 市 職 員 共 済 組 合	32,528,667	613,691	31,567,628	597,634	961,039	3.0	16,057	2.7
合 計	1,785,690,156	619,698	1,784,288,847	621,432	1,401,309	0.1	△ 1,734	△ 0.3

- (注) 1 掛金＋負担金には、介護掛金、介護負担金、短期任意継続掛金、介護任意継続掛金及び育児・介護休業手当金のみ適用の組合員についての掛金及び負担金を含む。
- 2 １人当たりの額は任意継続組合員を含み、育児・介護休業手当金のみ適用の組合員は含まない。
- 3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

２ 短期財源率の状況

令和元年度末現在の各共済組合における短期財源率の状況は、第６表のとおりである。

第６表 短期財源率の状況

その（一） 市町村職員共済組合以外の組合

組合名	短 期 財 源 率			介護財源率	福祉財源率	組合名	短 期 財 源 率			介護財源率	福祉財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
地 方 職 員 共 済 組 合	43.18	43.18	86.36	14.78	2.36	大 阪 市 職 員 共 済 組 合	49.00	49.00	98.00	14.20	1.60
公 立 学 校 共 済 組 合	42.10	42.10	84.20	13.50	2.82	神 戸 市 職 員 共 済 組 合	43.00	43.00	86.00	14.40	3.00
警 察 共 済 組 合	35.23	35.23	70.46	14.06	2.44	広 島 市 職 員 共 済 組 合	37.42	37.42	74.84	15.00	2.60
東 京 都 職 員 共 済 組 合	40.05	40.05	80.10	11.80	3.52	北 九 州 市 職 員 共 済 組 合	43.89	43.89	87.78	13.80	3.24
札 幌 市 職 員 共 済 組 合	47.73	47.73	95.46	14.68	2.74	福 岡 市 職 員 共 済 組 合	44.30	44.30	88.60	14.40	2.20
川 崎 市 職 員 共 済 組 合	33.00	33.00	66.00	13.60	3.00	北 海 道 都 市 職 員 共 済 組 合	49.00	49.00	98.00	15.18	5.86
横 浜 市 職 員 共 済 組 合	33.96	33.96	67.92	14.48	2.80	仙 台 市 職 員 共 済 組 合	41.00	41.00	82.00	14.80	3.00
名 古 屋 市 職 員 共 済 組 合	41.00	41.00	82.00	14.60	3.50	愛 知 県 都 市 職 員 共 済 組 合	41.80	41.80	83.60	15.40	4.52
京 都 市 職 員 共 済 組 合	47.31	47.31	94.62	15.28	3.08						

その（二） 市町村職員共済組合

組合名	短 期 財 源 率			介 護 財 源 率	福 祉 財 源 率	組合名	短 期 財 源 率			介 護 財 源 率	福 祉 財 源 率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
北 海 道	47.92	47.92	95.84	14.96	3.44	滋 賀 県	45.25	45.25	90.50	15.12	3.28
青 森 県	52.31	52.31	104.62	14.72	2.92	京 都 府	47.10	47.10	94.20	14.96	4.72
岩 手 県	49.00	49.00	98.00	15.00	1.84	大 阪 府	49.60	49.60	99.20	14.20	3.20
宮 城 県	46.20	46.20	92.40	15.10	3.20	兵 庫 県	45.74	45.74	91.48	14.88	3.48
秋 田 県	48.97	48.97	97.94	14.60	2.95	奈 良 県	49.35	49.35	98.70	15.00	3.80
山 形 県	44.40	44.40	88.80	14.80	3.76	和 歌 山 県	45.00	45.00	90.00	15.08	4.00
福 島 県	46.00	46.00	92.00	14.80	3.12	鳥 取 県	45.00	45.00	90.00	14.74	5.80
茨 城 県	43.60	43.60	87.20	14.30	4.20	島 根 県	47.50	47.50	95.00	14.92	3.50
栃 木 県	46.30	46.30	92.60	14.38	4.24	岡 山 県	46.50	46.50	93.00	15.04	4.00
群 馬 県	45.30	45.30	90.60	14.40	3.66	広 島 県	46.40	46.40	92.80	15.04	2.40
埼 玉 県	41.80	41.80	83.60	15.00	4.00	山 口 県	47.90	47.90	95.80	15.46	3.52
千 葉 県	42.00	42.00	84.00	14.16	4.40	徳 島 県	50.00	50.00	100.00	14.42	3.60
東 京 都	42.25	42.25	84.50	13.84	4.80	香 川 県	47.00	47.00	94.00	15.00	4.80
神 奈 川 県	42.00	42.00	84.00	14.10	3.44	愛 媛 県	47.09	47.09	94.18	15.52	4.00
新 潟 県	47.00	47.00	94.00	15.14	4.80	高 知 県	48.95	48.95	97.90	15.12	4.20
富 山 県	40.88	40.88	81.76	14.80	3.40	福 岡 県	48.97	48.97	97.94	14.70	3.00
石 川 県	47.52	47.52	95.04	14.78	4.32	佐 賀 県	59.14	59.14	118.28	14.60	2.40
福 井 県	44.00	44.00	88.00	15.00	4.24	長 崎 県	49.07	49.07	98.14	14.92	3.00
山 梨 県	47.00	47.00	94.00	14.84	3.60	熊 本 県	58.48	58.48	116.96	15.44	3.02
長 野 県	48.50	48.50	97.00	15.14	3.20	大 分 県	48.50	48.50	97.00	14.70	3.20
岐 阜 県	46.50	46.50	93.00	15.10	2.96	宮 崎 県	48.97	48.97	97.94	14.82	5.42
静 岡 県	46.50	46.50	93.00	14.50	3.00	鹿 児 島 県	51.95	51.95	103.90	15.40	2.41
愛 知 県	41.60	41.60	83.20	14.00	3.76	沖 縄 県	57.55	57.55	115.10	15.06	3.78
三 重 県	46.69	46.69	93.38	14.74	3.60	平 均	47.35	47.35	94.69	14.82	3.65

3 給付の状況

(1) 給付の種類

短期給付には、法律上内容が定められているもの（法定給付）と、これに準じてそれぞれの組合の定款で定められているもの（附加給付）とがあり、その内容は、第7表及び第8表のとおりである。

(2) 受診率等の状況

令和元年度の組合別受診率、1件当たりの金額及び1人当たりの金額は、第9表のとおりであるが、受診率については平均16.65件（前年度と比較して0.05件増）、1件当たりの金額については平均11,689円（同0.4%増）、1人当たりの金額については平均240,011円（同1.0%増）となっている。

(3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

掛金・負担金収入に対する法定給付の割合は、46.9%（前年度46.3%）となっている。これを組合別にみると、警察共済組合が52.3%で最も高く、地方職員共済組合が43.8%で最も低くなっている（第10表参照）。

(4) 給付実績

令和元年度の給付実績は、法定給付件数が7,102万件（ほかに附加給付22万件）、法定給付額が8,382億円（ほかに附加給付額88億円）である。

法定給付の種類別に給付の実績をみると、保健給付は7,273億円（法定給付全体の86.8%）で、その内訳は、療養の給付及び療養費等の医療費が6,937億円（同82.8%）、出産費及び家族出産費等のその他の給付が336億円（同4.0%）である。また、休業給付は1,099億円（同13.1%）、災害給付は10億円（同0.1%）となっている。これを前年度と比較すると、保健給付85億円（対前年度比1.2%）増、休業給付33億円（同3.1%）増、災害給付2億円（同16.3%）減となっている（第11表参照）。

一方、附加給付についてみると、保健給付78億円、休業給付10億円、合計88億円となっており、前年度と比較すると、全体で4億円（同4.5%）減少している。これを給付別にみると、保健給付3億円（同3.4%）減、休業給付1億円（同11.8%）減となっている（第12表参照）。

第7表 法定給付の内容

(令和元年度末現在)

種 類	内 容										
療 養 の 給 付	○ 公務によらない病気、負傷 1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ○ 療養に要する費用の100分の70（※）										
入 院 時 食 事 療 養 費	○ 保険医療機関等から食事療養を受けた場合 ○ 基準額から標準負担額（1食につき460円）を控除した額										
入 院 時 生 活 療 養 費	○ 特定長期入院組合員（65歳以上の療養病床入院患者）が公務外の病気又は負傷により保険医療機関等から食事及び病室の提供である療養を受けた場合 ○ 基準額から生活療養標準負担額（1日につき1,750円）を控除した額										
保 険 外 併 用 療 養 費	○ 保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70（※）										
療 養 費	○ やむを得ず保険医療機関及び特定承認医療機関以外の医療機関から診療を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70（※）										
訪問看護療養費	○ 指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70（※）										
移 送 費	○ 療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 ○ 移送に要した費用										
家 族 療 養 費	○ 被扶養者が療養を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70（※）										
家 族 訪 問 看 護 療 養 費	○ 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70（※）										
家 族 移 送 費	○ 被扶養者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 ○ 移送に要した費用										
高 額 療 養 費	○ 療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る一部負担金等の額が高額療養費算定基準額を超えた場合に、その超えた額を支給（70歳未満の者の高額療養費算定基準額） <table border="0"> <tr> <td>ア 組合員が市町村住民税非課税者等である場合</td><td>35,400円</td></tr> <tr> <td>イ 標準報酬の月額が280,000円未満の組合員及びその被扶養者</td><td>57,600円</td></tr> <tr> <td>ウ 標準報酬の月額が280,000円以上530,000円未満の組合員及びその被扶養者</td><td>80,100円＋（医療費－267,000円）×1%</td></tr> <tr> <td>エ 標準報酬の月額が530,000円以上830,000円未満の組合員及びその被扶養者</td><td>167,400円＋（医療費－558,000円）×1%</td></tr> <tr> <td>オ 標準報酬の月額が830,000円以上の組合員及びその被扶養者</td><td>252,600円＋（医療費－842,000円）×1%</td></tr> </table>	ア 組合員が市町村住民税非課税者等である場合	35,400円	イ 標準報酬の月額が280,000円未満の組合員及びその被扶養者	57,600円	ウ 標準報酬の月額が280,000円以上530,000円未満の組合員及びその被扶養者	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	エ 標準報酬の月額が530,000円以上830,000円未満の組合員及びその被扶養者	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%	オ 標準報酬の月額が830,000円以上の組合員及びその被扶養者	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%
ア 組合員が市町村住民税非課税者等である場合	35,400円										
イ 標準報酬の月額が280,000円未満の組合員及びその被扶養者	57,600円										
ウ 標準報酬の月額が280,000円以上530,000円未満の組合員及びその被扶養者	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%										
エ 標準報酬の月額が530,000円以上830,000円未満の組合員及びその被扶養者	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%										
オ 標準報酬の月額が830,000円以上の組合員及びその被扶養者	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%										
高 額 介 護 合 算 療 養 費	○ 医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間の介護合算一部負担金等世帯合算額が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超えた場合に、その超えた額を支給										
出 産 費	○ 組合員が出産したとき ○ 404,000円（産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は16,000円を加算）										
家 族 出 産 費	○ 被扶養者が出産したとき ○ 404,000円（産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は16,000円を加算）										
埋 葬 料	○ 組合員が公務によらないで死亡したときその死亡の当時被扶養者であった者で埋葬を行う者に対して支給 ○ 50,000円										
家 族 埋 葬 料	○ 被扶養者が死亡したとき ○ 50,000円										
傷 病 手 当 金	○ 公務によらないで病気にかかり又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合（1年6ヶ月を限度、結核性の病気3年） ○ 1日につき標準報酬の日額の3分の2										
出 産 手 当 金	○ 組合員が出産したとき ○ 出産の日以前42日（ただし、多胎妊娠にあつては98日）以内及び出産の日後56日以内において勤務に服することができなかった期間 ○ 1日につき標準報酬の日額の3分の2										
休 業 手 当 金	○ 被扶養者の病気又は負傷、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤した場合 ○ 所定の期間1日につき標準報酬の日額の100分の50										
育児休業手当金	○ 組合員が育児休業により勤務に服さなかったとき（支給期間は最長で原則子が1歳に達する日まで。ただし、組合員とその配偶者がともに育児休業を取得する場合、最長で子が1歳2月に達する日まで） ○ 1日につき標準報酬の日額の100分の50（育児休業期間が180日に達する日までの間100分の67）										
介護休業手当金	○ 組合員が介護休業により勤務に服さなかったとき（支給期間は通算して最長66日を越えない期間） ○ 1日につき標準報酬の日額の100分の67										
弔 慰 金	○ 組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき ○ 標準報酬の月額										
家 族 弔 慰 金	○ 被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき ○ 標準報酬の月額の100分の70										
災 害 見 舞 金	○ 非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき ○ 損害の程度に応じ標準報酬の月額の0.5月分～3月分										

(注) ※70歳以上75歳未満の者については、100分の80（一定以上所得者100分の70）、義務教育就学前の子については、100分の80

第8表 附加給付の内容

その（一）市町村職員共済組合以外の組合

（令和元年度末現在）

	家 族 療 養 費	家 族 訪 問 看護 療 養 費	一 部 負 担 金 払 戻 金	出 産 費	家 族 出 産 費	埋 葬 料	家 族 埋 葬 料	傷 手 当 病 金
地 方 職 員	自己負担額－25,000円 ^{※1} 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円 ^{※2} 〕 ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 上位所得者の場合は100,000円 ^{※3} 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額－25,000円 ^{※1} ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額－25,000円 ^{※1} 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円 ^{※2} 〕 ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 上位所得者の場合は100,000円 ^{※3} 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円	—	—	1日につき 標準報酬日額×2/3 [※] 傷病手当金支給期間経過後6月間
公 立 校	自己負担額－25,000円 ^{※1} 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円 ^{※2} 〕 ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 上位所得者の場合は100,000円 ^{※3} 100円未満の端数は切捨て	自己負担額－25,000円 ^{※1} ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 100円未満の端数は切捨て	自己負担額－25,000円 ^{※1} 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円 ^{※2} 〕 ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 上位所得者の場合は100,000円 ^{※3} 100円未満の端数は切捨て	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 25,000円	1件につき 25,000円	同上
警 察	自己負担額－25,000円 ^{※1} 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円 ^{※2} 〕 ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 上位所得者の場合は100,000円 ^{※3} 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額－25,000円 ^{※1} ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額－25,000円 ^{※1} 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円 ^{※2} 〕 ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 上位所得者の場合は100,000円 ^{※3} 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上
東 京 都 職 員	(自己負担額－25,000円) ^{※1} 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円 ^{※2} 〕 ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 上位所得者の場合は100,000円 ^{※3} 100円未満の端数は切捨て、100円未満は不支給	自己負担額－25,000円 ^{※1} ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 100円未満の端数は切捨て	(自己負担額－25,000円) ^{※1} 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円 ^{※2} 〕 ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 上位所得者の場合は100,000円 ^{※3} 100円未満の端数は切捨て、100円未満は不支給	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上	同上	同上
札 幌 市 職 員	自己負担額－25,000円 ^{※1} 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円 ^{※2} 〕 ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 上位所得者の場合は100,000円 ^{※3} 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額－25,000円 ^{※1} ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額－25,000円 ^{※1} 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円 ^{※2} 〕 ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 上位所得者の場合は100,000円 ^{※3} 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	—	—	—	—	—
川 崎 市 職 員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1日につき 標準報酬日額×2/3 [※] 傷病手当金支給期間経過後6月間
横 浜 市 職 員	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	—
名 古 屋 市 職 員	同上	同上	同上	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	同上	同上	1日につき 標準報酬日額×2/3 [※] 傷病手当金支給期間経過後6月間
京 都 市 職 員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	同上	同上	—
大 阪 市 職 員	同上	同上	同上	—	—	—	—	—
神 戸 市 職 員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1日につき 標準報酬日額×2/3 [※] 傷病手当金支給期間経過後6月間
広 島 市 職 員	同上	同上	同上	1件につき 56,000円	1件につき 56,000円	同上	同上	同上
北 九 州 市 職 員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	—
福 岡 市 職 員	自己負担額－25,000円 ^{※1} 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円 ^{※2} 〕 ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 上位所得者の場合は100,000円 ^{※3} 1,000円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額－25,000円 ^{※1} ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 1,000円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額－25,000円 ^{※1} 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円 ^{※2} 〕 ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 上位所得者の場合は100,000円 ^{※3} 1,000円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1日につき 標準報酬日額×2/3 [※] 傷病手当金支給期間経過後6月間
北 海 道 都 市 職 員	同上	同上	同上	—	—	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円	—
仙 台 市 職 員	自己負担額－25,000円 ^{※1} 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円 ^{※2} 〕 ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 上位所得者の場合は100,000円 ^{※3} 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額－25,000円 ^{※1} ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	自己負担額－25,000円 ^{※1} 〔合算高額療養費が支給される場合には、自己負担額－50,000円 ^{※2} 〕 ^{※1} 上位所得者の場合は50,000円 ^{※2} 上位所得者の場合は100,000円 ^{※3} 100円未満の端数は切捨て、1,000円未満は不支給	—	—	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	—
愛 知 県 都 市 職 員	同上	同上	同上	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	同上	同上	—

その（二）市町村職員共済組合

（令和元年度末現在）

区分 都道府県名	法定給付 総額 ①	附加給付 総額 ②	割合 ②/①	家族療養費 基礎控除		家族訪問看護療養費 基礎控除		一部負担金払戻金 基礎控除		出産費	家族 出産費	埋葬料	家族 埋葬料	傷病 手当金
				一般	上位	一般	上位	一般	上位					
	千円	千円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	月
北海道	11,017,866	78,228	0.71	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
青森	5,492,836	40,823	0.74	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
岩手	4,097,002	23,552	0.57	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
宮城	5,292,028	30,742	0.58	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
秋田	3,946,863	25,809	0.65	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	20,000	20,000	-
山形	4,411,961	25,899	0.59	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	30,000	6
福島	6,337,915	30,312	0.48	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
茨城	6,752,028	47,860	0.71	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	30,000	30,000	50,000	50,000	-
栃木	4,571,992	22,681	0.50	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
群馬	5,382,580	29,658	0.55	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	10,000	10,000	50,000	50,000	-
埼玉	16,167,108	152,871	0.95	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	-
千葉	14,887,404	145,801	0.98	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	6
東京	8,071,522	53,337	0.66	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	-
神奈川	9,259,795	61,834	0.67	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	5,000	5,000	50,000	50,000	-
新潟	6,737,344	37,974	0.56	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
富山	3,266,916	13,230	0.40	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
石川	3,935,228	19,296	0.49	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
福井	2,459,984	10,317	0.42	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
山梨	2,807,967	16,943	0.60	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
長野	7,598,325	44,088	0.58	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
岐阜	6,198,262	32,843	0.53	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
静岡	9,793,880	77,069	0.79	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	30,000	30,000	50,000	50,000	-
愛知	6,375,800	28,229	0.44	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
三重	5,482,903	40,922	0.75	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
滋賀	4,636,636	27,822	0.60	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
京都	4,001,206	25,217	0.63	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
大阪	16,294,738	159,739	0.98	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	50,000	50,000	6
兵庫	11,749,871	91,160	0.78	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	20,000	20,000	30,000	30,000	-
奈良	4,663,866	30,974	0.66	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
和歌山	3,853,208	22,003	0.57	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	30,000	30,000	-
鳥取	2,024,170	10,394	0.51	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
島根	2,986,861	18,853	0.63	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	6
岡山	5,371,015	30,612	0.57	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
広島	5,297,233	27,731	0.52	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	30,000	30,000	-
山口	4,725,062	34,610	0.73	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	30,000	30,000	-
徳島	2,794,793	14,276	0.51	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
香川	3,100,685	26,574	0.86	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	30,000	30,000	6
愛媛	4,351,372	29,975	0.69	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
高知	3,097,646	16,028	0.52	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
福岡	6,952,967	39,805	0.57	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
佐賀	2,778,719	18,048	0.65	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
長崎	4,278,519	38,342	0.90	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
熊本	6,603,205	57,589	0.87	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
大分	3,682,117	22,660	0.62	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
宮崎	3,252,853	25,377	0.78	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	50,000	50,000	-
鹿児島	5,949,030	40,925	0.69	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-
沖縄	4,705,626	28,750	0.61	25,000	50,000	25,000	50,000	25,000	50,000	-	-	-	-	-

（注）自己負担額から基礎控除額を差し引いた際の100円未満の端数は切り捨て、1,000円未満は不支給。

その（二） 市町村職員共済組合の組合別内訳

区分 組合名	受 診 率				1 件 当 た り 金 額			1 人 当 た り 金 額			
	組 合 員	被 扶 養 者		合 計	組 合 員	被扶養者	合 計	組 合 員	被 扶 養 者		合 計
		組合員 1 人 当たり	被扶養 者1人 当たり						組合員 1 人 当たり	被扶養 者1人 当たり	
	件	件	件	件	円	円	円	円	円	円	円
北海道	7.18	7.14	7.63	14.31	13,163	15,481	14,319	121,580	131,828	140,926	253,408
青森県	7.86	8.57	9.14	16.43	11,188	12,649	11,951	116,325	135,849	144,803	252,174
岩手県	8.18	8.06	8.41	16.24	11,128	13,265	12,189	118,580	130,149	135,777	248,729
宮城県	8.41	7.42	9.00	15.84	10,436	13,018	11,646	117,564	118,335	143,412	235,898
秋田県	8.23	8.50	8.96	16.73	10,545	13,472	12,032	116,002	142,134	149,886	258,136
山形県	8.41	8.30	9.48	16.71	9,901	12,737	11,310	107,806	128,857	147,229	236,664
福島県	8.22	8.50	9.19	16.72	10,851	12,546	11,713	116,330	130,201	140,758	246,531
茨城県	8.12	7.55	8.50	15.66	10,784	12,081	11,409	113,534	111,090	125,070	224,624
栃木県	8.41	8.48	9.48	16.89	10,853	11,834	11,346	112,765	120,370	134,490	233,136
群馬県	7.94	8.62	9.36	16.56	10,427	11,672	11,075	100,894	118,756	128,911	219,650
埼玉県	8.55	8.07	9.22	16.62	10,329	12,039	11,160	112,809	117,818	134,538	230,628
千葉県	8.30	6.99	8.79	15.29	10,338	12,748	11,440	110,670	108,623	136,619	219,292
東京都	8.89	6.73	9.04	15.62	10,192	11,944	10,947	119,107	99,690	134,001	218,797
神奈川県	8.48	8.39	8.91	16.86	9,904	11,923	10,908	111,798	124,465	132,226	236,264
新潟県	8.04	7.47	8.29	15.50	10,291	13,377	11,777	106,074	122,312	135,822	228,386
富山県	7.86	6.17	9.16	14.04	10,906	12,902	11,784	105,497	92,899	137,798	198,396
石川県	7.44	6.61	8.17	14.05	12,538	15,966	14,151	115,429	121,691	150,398	237,120
福井県	7.65	6.63	8.29	14.28	11,933	13,428	12,627	109,732	100,609	125,778	210,341
山梨県	8.01	8.09	9.30	16.10	10,667	12,497	11,587	107,427	122,162	140,458	229,589
長野県	7.67	6.94	7.84	14.62	11,057	14,230	12,564	108,758	118,657	133,956	227,414
岐阜県	8.25	8.87	9.63	17.12	10,201	12,112	11,191	105,248	126,427	137,344	231,675
静岡県	7.94	7.60	8.81	15.53	10,274	12,172	11,202	105,203	113,081	131,112	218,284
愛知県	8.22	7.71	9.69	15.93	10,108	12,043	11,044	103,286	109,472	137,577	212,759
三重県	8.83	8.01	8.90	16.84	9,998	11,904	10,905	112,201	114,386	127,026	226,587
滋賀県	8.05	7.25	8.32	15.30	10,634	13,025	11,767	109,967	115,316	132,322	225,283
京都府	8.25	8.11	8.35	16.36	11,100	14,790	12,929	111,729	137,321	141,324	249,050
大阪府	9.24	9.31	9.20	18.55	11,021	13,593	12,312	126,626	148,069	146,378	274,695
兵庫県	8.63	8.93	9.01	17.56	10,767	12,826	11,814	119,305	136,887	138,040	256,191
奈良県	8.87	8.42	8.69	17.29	12,126	16,108	14,065	128,374	153,908	158,785	282,282
和歌山県	8.75	9.27	9.44	18.02	10,931	11,848	11,402	116,565	128,060	130,424	244,625
鳥取県	8.09	8.12	8.55	16.21	10,386	13,179	11,785	106,364	129,727	136,616	236,090
島根県	8.05	8.66	8.31	16.71	11,215	13,356	12,325	115,478	138,711	133,051	254,189
岡山県	8.38	9.71	9.35	18.09	11,147	11,455	11,312	113,966	130,666	125,795	244,631
広島県	8.37	8.32	8.34	16.69	11,354	12,602	11,976	121,980	126,916	127,258	248,897
山口県	8.38	9.22	8.89	17.60	11,515	12,310	11,932	122,774	140,242	135,137	263,016
徳島県	9.13	8.89	9.90	18.03	11,365	13,503	12,420	127,759	142,554	158,705	270,313
香川県	8.66	8.54	9.91	17.20	10,794	11,951	11,369	118,626	122,095	141,762	240,721
愛媛県	8.40	9.63	9.02	18.03	10,933	12,592	11,819	115,823	144,051	135,056	259,874
高知県	7.96	7.81	8.64	15.77	11,153	14,519	12,820	113,511	134,609	148,811	248,121
福岡県	8.78	9.68	9.20	18.46	11,023	12,518	11,807	119,449	144,243	137,158	263,691
佐賀県	8.87	9.66	9.11	18.53	10,583	12,919	11,801	122,482	150,030	141,499	272,512
長崎県	8.36	9.48	8.53	17.84	11,318	12,620	12,010	119,765	143,817	129,437	263,583
熊本県	8.52	9.77	9.26	18.28	11,667	13,072	12,418	124,150	152,885	144,874	277,035
大分県	7.94	9.11	8.42	17.06	11,889	13,136	12,555	118,344	142,288	131,478	260,633
宮崎県	7.94	9.10	8.32	17.05	11,931	13,043	12,524	117,240	145,625	133,050	262,866
鹿児島県	8.18	10.67	8.45	18.85	11,763	13,038	12,485	120,906	163,762	129,713	284,669
沖縄県	7.71	9.72	7.63	17.43	11,821	14,923	13,551	114,163	171,528	134,582	285,692
平均	8.30	8.26	8.85	16.56	10,882	12,894	11,885	114,784	127,791	136,899	242,575

- (注) 1 「受診率」及び「一件当たり金額」は、入院時食事療養の給付、入院時生活療養の給付、家族入院時食事療養の給付、家族入院時生活療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、家族入院時食事療養費、家族入院時生活療養費、訪問看護療養の給付、家族訪問看護療養の給付、薬剤を除いて算出する。
- 2 「一人当たり金額」は、訪問看護療養の給付及び家族訪問看護療養の給付を除いて算出する。
- 3 算出基礎となる組合員数及び被扶養者は、年度末現在の数値である。

第10表 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

区分 組合名	掛金＋負担金		法 定 給 付		収 入 に 対 す る 法 定 給 付 の 割 合	
	千円	円	千円	円	%	%
地 方 職 員 共 済 組 合	200,137,962	656,117	87,749,180	287,670	43.8 (	43.5)
公 立 学 校 共 済 組 合	593,883,289	612,897	282,840,520	291,896	47.6 (	46.5)
警 察 共 済 組 合	169,767,597	567,007	88,714,642	296,298	52.3 (	51.4)
東 京 都 職 員 共 済 組 合	77,889,535	621,659	35,656,787	284,587	45.8 (	45.2)
指 定 都 市 職 員 共 済 組 合	105,913,440	641,670	50,431,991	305,539	47.6 (	47.0)
市 町 村 職 員 共 済 組 合	605,569,667	627,684	277,496,906	287,630	45.8 (	45.6)
都 市 職 員 共 済 組 合	32,528,667	613,691	15,318,910	289,009	47.1 (	47.9)
合 計	1,785,690,156	619,698	838,208,935	290,888	46.9 (	46.3)

- (注) 1 1人当たりの額は、任意継続組合員を含む。
2 割合の()内の数は、平成30年度の実績である。
3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第11表 法定給付の給付実績

区分 費目	令 和 元 年 度		平 成 30 年 度		増		減	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	伸 び 率	金 額	伸 び 率
	件	千円	件	千円	件	%	千円	%
保 健 給 付	70,378,907	727,335,449	69,794,080	718,829,814	584,827	0.8	8,505,636	1.2
内 訳								
医 療 費	70,294,641	693,705,538	69,706,844	684,089,479	587,797	0.8	9,616,059	1.4
そ の 他	84,266	33,629,911	87,236	34,740,334	△ 2,970	△ 3.4	△ 1,110,423	△ 3.2
休 業 給 付	641,650	109,913,246	618,756	106,570,143	22,894	3.7	3,343,103	3.1
災 害 給 付	1,564	960,240	1,789	1,147,492	△ 225	△ 12.6	△ 187,252	△ 16.3
合 計	71,022,121	838,208,935	70,414,625	826,547,449	607,496	0.9	11,661,486	1.4

- (注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第12表 附加給付の給付実績

区分 費目	令 和 元 年 度		平 成 30 年 度		増		減	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	伸 び 率	金 額	伸 び 率
	件	千円	件	千円	件	%	千円	%
保 健 給 付	214,289	7,749,590	222,825	8,046,745	△ 8,536	△ 3.8	△ 297,155	△ 3.7
休 業 給 付	4,584	984,801	5,293	1,116,978	△ 709	△ 13.4	△ 132,178	△ 11.8
合 計	218,873	8,734,391	228,118	9,163,724	△ 9,245	△ 4.1	△ 429,332	△ 4.7

- (注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

〔Ⅲ〕 長期給付の概況

1 長期財源率の状況

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用に係る財源率は少なくとも、5年ごとに再計算することとされており、昭和42年度において、この制度発足後最初の財源率の再計算を行った。しかし、地方公務員共済組合制度は、国家公務員共済組合制度に約3年遅れて発足したものであるが、その制度は、国家公務員共済組合に準じており、組合員期間を相互に通算し、責任準備金も相互に移換することとされていたことにかんがみ、財源率の再計算に用いる諸統計、資料等についても国家公務員共済組合の財源率の再計算の際に用いるものと同様にすることが望ましいため、国家公務員共済組合の昭和44年10月の再計算に合わせて、地方公務員共済組合についても昭和44年12月に財源率の再計算を実施（昭和45年1月から適用）し、その後、昭和49年12月、昭和54年12月、昭和59年12月、平成元年12月、平成6年12月及び平成11年12月に再計算を実施したが、経済情勢等に配慮して、平成8年12月以降の財源率を据え置くこととされた。

また、平成元年12月の再計算では、平成2年4月から公立学校共済組合及び警察共済組合が地共済連合会に加入することが予定されていたことから、平成元年12月の再計算から地共済連合会を組織するすべての地方公務員共済組合について地共済連合会において統一された長期財源率が算定されている。

平成15年4月から総報酬制が導入され、毎月の給料と期末手当等に対して同一水準の掛金率及び負担金率を適用することとされている。

平成16年10月の再計算では、地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の財政単位の一元化が行われ、平成21年9月の再計算では、地方公務員共済年金の長期財源率は、国家公務員共済年金の長期財源率と一本化され、毎年段階的に引き上げることとされた。また、平成26年9月の再計算では、被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済年金の財源率は国家公務員共済年金の財源率とともに、平成27年10月から段階的に引き上げていくことが法定化され、平成30年9月に厚生年金の上限である1,000分の183に統一された（第13表参照）。

第 13 表 その（一）長期財源率の状況

(令和元年度末現在)

区 分	保険料率（千分率）		
	保 険 料 率	被保険者負担分	事業主負担分
厚生年金保険法第81条第4項で定める率	183.00	91.50	91.50

その（二）退職等年金給付財源率の状況

(令和元年度末現在)

区 分	退職等年金給付の財源率（千分率）		
	合 計	標準報酬の月額及び 標準期末手当等の額 と掛金の割合	標準報酬の月額及び 標準期末手当等の額 と負担金の割合
地方公務員等共済組合法第114条第3項の地方公務員共済組合連合会の定款において定める率	15.0	7.5	7.5

2 収入の状況

令和元年度の各経理における収入は、地方公共団体の負担金（追加費用及び払込金を含む。）及び組合員の掛金のほか、積立金及び支払準備金の運用による利息及び配当金、信託の運用益が主なものである。

令和元年度の厚生年金保険経理の負担金収入は2兆8,002億円、掛金収入は1兆6,882億円、利息及び配当金収入は16億円、信託の運用益は5,815億円で、この四科目の計は5兆715億円となり、厚生年金交付金3兆2,316億円、基礎年金交付金896億円、財政調整拠出金受入金1,066億円及びその他の収入21億円を含めた収入の計は8兆5,014億円となっている（第14－1表その（二）参照）。

退職等年金経理の負担金収入は1,385億円、掛金収入は1,385億円、利息及び配当金収入は15億円、信託の運用益は36億円で、この四科目の計は2,821億円となり、財政調整拠出金受入金3億円及びその他の収入1千万円を含めた収入の計は2,825億円となっている（第14－2表その（二）参照）。

経過的長期経理の負担金収入は 371 億円、利息及び配当金収入は 62 億円、信託の運用益は 5,772 億円で、この三科目の計は 6,205 億円となり、基礎年金交付金 1 億円及びその他の収入 6 億円を含めた収入の計は 6,212 億円となっている（第 14－3 表その（二）参照）。

3 給付の状況

令和元年度の厚生年金保険給付及び平成二十四年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算の給付額は、全体で 1 兆 1,395 億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、老齢厚生年金が 71.2%、旧職域加算退職給付が 14.1%、障害厚生年金が 0.6%、旧職域加算障害給付が 0.1%、遺族厚生年金が 12.8%、旧職域加算遺族給付が 1.2%となっている（第 15 表その（一）参照）。退職等年金給付の給付額は、全体で 8 億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、終身退職年金が 9.2%、有期退職年金（240 月）が 4.0%、有期退職年金（120 月）6.5%、有期退職年金に代わる一時金が 34.6%、公務障害年金が 0.7%、公務遺族年金が 3.9%、遺族に対する一時金が 41.0%となっている（第 15 表その（二）参照）。平成二十四年一元化法附則第 61 条に規定する改正前地共済法による給付額は、全体で 3 兆 2,027 億円であり、給付金額の割合を年金の種類別にみると、退職共済年金が 70.2%、障害共済年金が 0.8%、遺族共済年金が 19.2%、退職年金が 7.4%、減額退職年金が 0.5%、通算退職年金が 0.1%、障害年金が 0.2%、遺族年金が 1.6%となっている（第 15 表その（三）参照）。

次に令和元年度末現在における年金の種類別受給権者の状況をみると、厚生年金受給権者の総数は、1,013,896 人で老齢厚生年金の受給権者は、855,044 人、障害厚生年金が 7,849 人、遺族厚生年金が 151,003 人となっている。旧共済制度年金受給権者の総数は、2,143,089 人で退職共済年金の受給権者は、1,453,421 人、障害共済年金が 43,370 人、遺族共済年金が 476,183 人で昭和 61 年 3 月 31 日以前に給付事由が生じた年金である退職年金が 105,480 人、障害年金が 4,429 人、遺族年金が 44,681 人、減額退職年金が 10,459 人、通算退職年金が 4,528 人、通算遺族年金が 538 人となっている（第 16 表参照）。

第 14- 1 表 厚生年金保険経理の収支状況

その（一） 組合別収支状況

組合名	区分	収 入 (A)			
		令和元年度	平成 30 年度	増 減	増減率
		千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会		8,293,780,316	8,351,372,562	△ 57,592,245	△ 0.7
地方職員共済組合		933,679,066	914,794,927	18,884,139	2.1
公立学校共済組合		2,836,011,029	2,815,155,687	20,855,342	0.7
警察共済組合		851,088,141	831,478,676	19,609,465	2.4
東京都職員共済組合		367,109,880	383,560,272	△ 16,450,392	△ 4.3
全国市町村職員共済組合連合会		3,093,006,446	3,184,472,347	△ 91,465,902	△ 2.9
合 計		16,374,674,879	16,480,834,472	△ 106,159,593	△ 0.6

(注) 1 収入には前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越厚生年金保険給付
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二） 費用別収支状況

費目	収		入			
	令和元年度		平成 30 年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負 担 金	2,800,211,421	7.9	2,785,335,761	7.9	14,875,660	0.5
(うち追加費用)	(366,143,736)	(1.0)	(392,705,377)	(1.1)	(△ 26,561,640)	△ 6.8
組合員保険料	1,688,159,735	4.8	1,665,619,708	4.7	22,540,027	1.4
厚生年金交付金	3,231,562,425	9.2	3,312,431,160	9.4	△ 80,868,735	△ 2.4
(連合会交付金)						
基礎年金交付金	89,588,050	0.3	94,384,141	0.3	△ 4,796,092	△ 5.1
(連合会交付金)						
財政調整拠出金受入金	106,583,102	0.3	104,035,228	0.3	2,547,874	2.4
利息及び配当金	1,631,457	0.0	1,467,340	0.0	164,118	11.2
信託の運用益	581,542,322	1.6	564,128,758	1.6	17,413,563	3.1
その他の	2,121,847	0.0	4,395,755	0.0	△ 2,273,907	△ 51.7
小 計	8,501,400,360	24.1	8,531,797,851	24.2	△ 30,397,491	△ 0.4
組合払込金	21,965,481	0.1	42,269,454	0.1	△ 20,303,973	△ 48.0
連合会交付金	22,360,000	0.1	11,622,000	0.0	10,738,000	92.4
組合交付金返還金	-	-	-	-	-	-
連合会払込金返還金	-	-	-	-	-	-
厚生年金交付金	3,231,562,425	9.2	3,312,431,160	9.4	△ 80,868,735	△ 2.4
厚生年金拠出金負担金	3,053,655,810	8.6	3,089,636,443	8.8	△ 35,980,633	△ 1.2
基礎年金交付金	89,668,670	0.3	94,544,881	0.3	△ 4,876,212	△ 5.2
基礎年金拠出金負担金	1,454,062,133	4.1	1,398,532,682	4.0	55,529,451	4.0
前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金	18,930,802,228	53.6	18,716,072,338	53.2	214,729,890	1.1
前年度繰越厚生年金拠出金負担金充当金	-	-	-	-	-	-
前年度繰越基礎年金拠出金負担金充当金	-	-	-	-	-	-
合 計	35,305,477,106	100.0	35,196,906,809	100.0	108,570,297	0.3

(注) 1 負担金には、払込金を含む。
2 収入の前年度繰越厚生年金保険給付組合積立金及び支出の次年度繰越厚生年金保険給付組合積立金
3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

支 出 (B)				過 不 足 額 (A) - (B)	
令 和 元 年 度	平 成 30 年 度	増 減	増減率	令 和 元 年 度	平 成 30 年 度
千円	千円	千円	%	千円	千円
8,034,086,543	8,081,866,161	△ 47,779,619	△ 0.6	259,693,773	269,506,400
931,967,142	926,898,977	5,068,166	0.5	1,711,924	△ 12,104,050
2,871,421,873	2,839,839,698	31,582,175	1.1	△ 35,410,844	△ 24,684,011
819,379,215	827,191,245	△ 7,812,031	△ 0.9	31,708,926	4,287,431
388,537,132	407,205,477	△ 18,668,345	△ 4.6	△ 21,427,252	△ 23,645,205
3,145,189,054	3,183,103,023	△ 37,913,969	△ 1.2	△ 52,182,609	1,369,324
16,190,580,960	16,266,104,582	△ 75,523,622	△ 0.5	184,093,919	214,729,890

組合積立金を含まない。

区分 費目	支				出	
	令 和 元 年 度		平 成 30 年 度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
老 齢 厚 生 給 付	811,326,542	2.3	599,559,248	1.7	211,767,293	35.3
退 職 共 済 給 付	2,191,979,172	6.2	2,415,153,092	6.9	△ 223,173,919	△ 9.2
障 害 厚 生 給 付	6,795,635	0.0	4,949,726	0.0	1,845,908	37.3
障 害 共 済 給 付	25,000,820	0.1	26,587,400	0.1	△ 1,586,580	△ 6.0
遺 族 厚 生 給 付	46,387,087	0.1	34,137,630	0.1	12,249,457	35.9
遺 族 共 済 給 付	713,959,412	2.0	734,314,920	2.1	△ 20,355,508	△ 2.8
短期在留脱退一時金	6,664	0.0	6,687	0.0	△ 23	△ 0.3
厚生年金拠出金負担金	3,053,655,810	8.6	3,089,636,443	8.8	△ 35,980,633	△ 1.2
基礎年金拠出金負担金	1,454,062,133	4.1	1,398,532,682	4.0	55,529,451	4.0
財政調整拠出金	-	-	-	-	-	-
信託の運用損	6,001,796	0.0	6,305,529	0.0	△ 303,733	△ 4.8
その他の	8,131,370	0.0	7,884,604	0.0	246,766	3.1
小 計	8,317,306,441	23.6	8,317,067,962	23.6	238,479	0.0
連 合 会 払 込 金	21,965,481	0.1	42,269,454	0.1	△ 20,303,973	△ 48.0
組 合 交 付 金	22,360,000	0.1	11,622,000	0.0	10,738,000	92.4
連 合 会 交 付 金 返 還 金	-	-	-	-	-	-
組 合 払 込 金 返 還 金	-	-	-	-	-	-
厚生年金交付金支払金	3,231,562,425	9.2	3,312,431,160	9.4	△ 80,868,735	△ 2.4
厚 生 年 金 拠 出 金	3,053,655,810	8.6	3,089,636,443	8.8	△ 35,980,633	△ 1.2
基礎年金交付金支払金	89,668,670	0.3	94,544,881	0.3	△ 4,876,212	△ 5.2
基 礎 年 金 拠 出 金	1,454,062,133	4.1	1,398,532,682	4.0	55,529,451	4.0
次年度繰越厚生年金	19,114,896,147	54.1	18,930,802,228	53.8	184,093,919	1.0
保険給付組合積立金	-	-	-	-	-	-
次年度繰越厚生年金	-	-	-	-	-	-
拠出金負担金充当金	-	-	-	-	-	-
次年度繰越基礎年金	-	-	-	-	-	-
拠出金負担金充当金	-	-	-	-	-	-
合 計	35,305,477,106	100.0	35,196,906,809	100.0	108,570,297	0.3

には、地方公務員共済組合連合会に係る厚生年金保険給付調整積立金を含む。

第 14-2 表 退職等年金経理の収支状況

その（一） 組合別収支状況

組合名	区分		収 入 (A)		
	令和元年度	平成30年度	増 減	増減率	
	千円	千円	千円	%	
地方公務員共済組合連合会	14,377,021	14,474,238	△ 97,216	△ 0.7	
地方職員共済組合	31,655,797	31,478,012	177,785	0.6	
公立学校共済組合	94,764,089	94,135,760	628,329	0.7	
警察共済組合	32,838,804	32,261,914	576,890	1.8	
東京都職員共済組合	13,171,174	12,925,305	245,869	1.9	
全国市町村職員共済組合連合会	109,505,748	108,156,554	1,349,195	1.2	
合 計	296,312,633	293,431,783	2,880,851	1.0	

- (注) 1 収入には前年度繰越退職等年金給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越退職等年金給付組合
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二） 費用別収支状況

費目	区分		収		入	
	令和元年度	平成30年度	増	減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負 担 金	138,464,117	11.0	137,588,901	14.0	875,217	0.6
掛 金	138,471,753	11.0	137,583,013	14.0	888,740	0.6
財政調整拠出金受入金	346,914	0.0	535,733	0.1	△ 188,819	△ 35.2
利息及び配当金	1,533,511	0.1	999,405	0.1	534,106	53.4
信託の運用益	3,648,865	0.3	2,923,013	0.3	725,852	24.8
その他の	8,639	0.0	8,691	0.0	△ 52	△ 0.6
小 計	282,473,799	22.4	279,638,756	28.5	2,835,044	1.0
連合会払込金返還金	-	-	-	-	-	-
組合払込金	13,838,834	1.1	13,793,027	1.4	45,807	0.3
組合交付金返還金	-	-	-	-	-	-
連合会交付金	-	-	-	-	-	-
前年度繰越退職等年金給付組合積立金	963,941,166	76.5	687,167,822	70.1	276,773,344	40.3
合 計	1,260,253,799	100.0	980,599,605	100.0	279,654,195	28.5

- (注) 1 負担金には、払込金を含む。
2 収入の前年度繰越退職等年金給付組合積立金及び支出の次年度繰越退職等年金給付組合積立金には、
3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

支 出 (B)				過 不 足 額 (A) - (B)	
令 和 元 年 度	平 成 30 年 度	増 減	増減率	令 和 元 年 度	平 成 30 年 度
千円	千円	千円	%	千円	千円
398,212	372,006	26,206	7.0	13,978,809	14,102,232
1,850,785	1,721,036	129,749	7.5	29,805,012	29,756,976
5,653,198	5,423,130	230,068	4.2	89,110,891	88,712,629
1,854,574	1,791,362	63,212	3.5	30,984,230	30,470,552
842,705	862,022	△ 19,317	△ 2.2	12,328,469	12,063,283
6,490,322	6,488,882	1,440	0.0	103,015,426	101,667,671
17,089,796	16,658,439	431,357	2.6	279,222,838	276,773,344

積立金を含まない。

費目	区分	支				出	
		令 和 元 年 度		平 成 30 年 度		増	減
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
		千円	%	千円	%	千円	%
退 職 等 給 付		794,016	0.1	473,438	0.0	320,578	67.7
公 務 障 害 給 付		5,708	0.0	-	-	5,708	皆 増
公 務 遺 族 給 付		32,572	0.0	23,610	0.0	8,963	38.0
財 政 調 整 拠 出 金		-	-	-	-	-	-
信 託 の 運 用 損		-	-	-	-	-	-
そ の 他		2,418,666	0.2	2,368,364	0.2	50,302	2.1
小 計		3,250,962	0.3	2,865,412	0.3	385,550	13.5
連 合 会 交 付 金 返 還 金		-	-	-	-	-	-
連 合 会 払 込 金		13,838,834	1.1	13,793,027	1.4	45,807	0.3
組 合 払 込 金 返 還 金		-	-	-	-	-	-
組 合 交 付 金		-	-	-	-	-	-
次 年 度 繰 越 退 職 等 年 金 給 付 組 合 積 立 金		1,243,164,003	98.6	963,941,166	98.3	279,222,838	29.0
合 計		1,260,253,799	100.0	980,599,605	100.0	279,654,195	28.5

地方公務員共済組合連合会に係る退職等年金期給付調整積立金を含む。

第14-3表 経過的長期経理の収支状況

その（一） 組合別収支状況

組合名 区分	収 入 (A)			
	令和元年度	平成30年度	増 減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会	344,884,433	318,075,133	26,809,299	8.4
地方職員共済組合	61,411,701	44,097,868	17,313,833	39.3
公立学校共済組合	69,310,490	75,087,437	△ 5,776,947	△ 7.7
警察共済組合	37,836,104	39,895,942	△ 2,059,838	△ 5.2
東京都職員共済組合	8,940,002	9,044,769	△ 104,767	△ 1.2
全国市町村職員共済組合連合会	154,075,579	192,508,770	△ 38,433,191	△ 20.0
合 計	676,458,308	678,709,919	△ 2,251,611	△ 0.3

(注) 1 収入には前年度繰越経過の長期給付組合積立金を含まず、支出には次年度繰越経過の長期給付組合
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二） 費用別収支状況

区分 費目	収				入	
	令和元年度		平成30年度		増	減
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負担金	37,134,736	0.2	46,918,283	0.2	△ 9,783,547	△ 20.9
（うち追加費用）	(35,060,565)	(0.2)	(44,973,971)	(0.2)	△ 9,913,406	△ 22.0
基礎年金交付金 （連合会交付金）	80,620	0.0	160,740	0.0	△ 80,120	△ 49.8
利息及び配当金	6,193,906	0.0	7,668,488	0.0	△ 1,474,582	△ 19.2
信託の運用益	577,170,076	2.9	587,110,696	3.0	△ 9,940,620	△ 1.7
その他	624,971	0.0	440,712	0.0	184,258	41.8
小計	621,204,308	3.2	642,298,919	3.3	△ 21,094,611	△ 3.3
連合会払込金返還金	-	-	-	-	-	-
組合払込金	-	-	-	-	-	-
組合交付金返還金	-	-	-	-	-	-
連合会交付金	55,254,000	0.3	36,411,000	0.2	18,843,000	51.8
前年度繰越経過的長期 給付組合積立金	18,940,746,064	96.6	18,841,852,128	96.5	98,893,936	0.5
合計	19,617,204,372	100.0	19,520,562,047	100.0	96,642,325	0.5

(注) 1 負担金には、払込金を含む。
2 収入の前年度繰越経過の長期給付組合積立金及び支出の次年度繰越経過の長期給付組合積立金には、
3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

支 出 (B)				過 不 足 額 (A) - (B)	
令 和 元 年 度	平 成 30 年 度	増 減	増減率	令 和 元 年 度	平 成 30 年 度
千円	千円	千円	%	千円	千円
58,075,312	37,583,566	20,491,746	54.5	286,809,121	280,491,568
61,841,246	61,291,812	549,433	0.9	△ 429,545	△ 17,193,944
197,080,902	194,051,154	3,029,748	1.6	△ 127,770,412	△ 118,963,717
48,784,986	47,940,289	844,697	1.8	△ 10,948,882	△ 8,044,347
27,570,368	26,808,796	761,572	2.8	△ 18,630,366	△ 17,764,026
214,948,003	212,140,367	2,807,636	1.3	△ 60,872,425	△ 19,631,597
608,300,816	579,815,984	28,484,833	4.9	68,157,492	98,893,936

積立金を含まない。

区分 費目	支 出					
	令 和 元 年 度		平 成 30 年 度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増 減 率
	千円	%	千円	%	千円	%
退 職 共 済 給 付	475,441,055	2.4	466,169,606	2.4	9,271,449	2.0
障 害 共 済 給 付	6,724,944	0.0	6,814,254	0.0	△ 89,310	△ 1.3
遺 族 共 済 給 付	64,209,574	0.3	62,927,180	0.3	1,282,394	2.0
恩 給 組 合 条 例 給 付	204,459	0.0	205,780	0.0	△ 1,321	△ 0.6
旧 市 町 村 共 済 法 給 付	78,994	0.0	85,263	0.0	△ 6,269	△ 7.4
信 託 の 運 用 損	5,595,097	0.0	4,450,094	0.0	1,145,003	25.7
そ の 他	792,694	0.0	2,752,807	0.0	△ 1,960,113	△ 71.2
小 計	553,046,816	2.8	543,404,984	2.8	9,641,833	1.8
連 合 会 交 付 金 返 還 金	-	-	-	-	-	-
連 合 会 払 込 金	-	-	-	-	-	-
組 合 払 込 金 返 還 金	-	-	-	-	-	-
組 合 交 付 金	55,254,000	0.3	36,411,000	0.2	18,843,000	51.8
次 年 度 繰 越 経 過 的 長 期 給 付 組 合 積 立 金	19,008,903,556	96.9	18,940,746,064	97.0	68,157,492	0.4
合 計	19,617,204,372	100.0	19,520,562,047	100.0	96,642,325	0.5

地方公務員共済組合連合会に係る経過的長期給付調整積立金を含む。

第 15 表 長期給付支給状況

その（一） 厚生年金保険給付及び平成二十四年一元化法附則第 60 条第 5 項に規定する改正前地共済法による職域加算額に係る給付

（令和元年度末現在）

区分 年金の種類	給 付 件 数	給 付 金 額	1 件当たり金額	給付金額の割合
	件	千円	円	%
老 齢 厚 生 年 金	4,737,056	811,414,752	171,291	71.2
	(3,538,332)	(599,621,989)	(169,465)	(71.0)
旧職域加算退職給付	4,621,711	160,390,217	34,704	14.1
	(3,394,086)	(118,558,163)	(34,931)	(14.0)
障 害 厚 生 年 金	35,107	6,785,814	193,289	0.6
	(25,058)	(4,939,218)	(197,111)	(0.6)
旧職域加算障害給付	18,903	607,211	32,122	0.1
	(14,055)	(457,831)	(32,574)	(0.1)
遺 族 厚 生 年 金	751,647	146,018,646	194,265	12.8
	(562,241)	(110,805,724)	(197,079)	(13.1)
旧職域加算遺族給付	740,418	14,223,643	19,210	1.2
	(554,191)	(10,478,095)	(18,907)	(1.2)
障 害 手 当 金	5	10,645	2,128,922	0.0
	(6)	(11,126)	(1,854,354)	(0.0)
脱 退 一 時 金	6	6,664	1,110,722	0.0
	(7)	(6,687)	(955,281)	(0.0)
合 計	10,904,853	1,139,457,593	104,491	100.0
	(8,087,976)	(844,878,833)	(104,461)	(100.0)

（注）1 （ ）内の数は、平成 30 年度の実績である。

2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（二）退職等年金給付

（令和元年度末現在）

年金の種類	区分	給 付 件 数	給 付 金 額	1 件当たり金額	給付金額の割合
		件	千円	円	%
退 職 年 金					
終身退職年金		129,994	76,886	591	9.2
		(73,609)	(38,840)	(528)	(7.8)
有期退職年金 (240月)		56,471	33,467	593	4.0
		(30,039)	(15,948)	(531)	(3.2)
有期退職年金 (120月)		45,924	53,956	1,175	6.5
		(23,428)	(24,838)	(1,060)	(5.0)
有期退職年金に 代わる一時金		2,924	288,067	98,518	34.6
		(1,785)	(165,443)	(92,685)	(33.3)
公 務 障 害 年 金		12	5,708	475,627	0.7
		(-)	(-)	(-)	(-)
公 務 遺 族 年 金		337	32,572	96,654	3.9
		(156)	(23,610)	(195,080)	(4.7)
遺族に対する一時金		3,005	341,640	113,691	41.0
		(2,759)	(228,257)	(82,732)	(45.9)
整 理 退 職 一 時 金		-	-	-	-
		(1)	(112)	(112,200)	(0.0)
合 計		238,667	832,295	3,487	100.0
		(131,777)	(497,047)	(3,772)	(100.0)

（注）1 （ ）内の数は、平成 30 年度の実績である。

2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

その（三） 平成二十四年一元化法附則第 61 条に規定する改正前地共済法による
給付等に係る給付

（令和元年度末現在）

年金の種類	区分	給 付 件 数	給 付 金 額	1 件当たり金額	給付金額の割合
		件	千円	円	%
退 職 共 済 年 金		9,091,925 (10,062,157)	2,249,713,892 (2,461,799,502)	247,441 (244,659)	70.2 (70.2)
退 職 年 金		653,911 (754,711)	238,470,100 (279,841,330)	364,683 (370,793)	7.4 (8.0)
減 額 退 職 年 金		63,943 (68,873)	15,582,246 (17,115,786)	243,690 (248,512)	0.5 (0.5)
通 算 退 職 年 金		30,258 (36,958)	3,261,297 (4,042,115)	107,783 (109,370)	0.1 (0.1)
障 害 共 済 年 金		139,733 (146,196)	25,276,433 (26,405,639)	180,891 (180,618)	0.8 (0.8)
障 害 年 金		19,226 (21,345)	5,838,117 (6,535,888)	303,657 (306,202)	0.2 (0.2)
遺 族 共 済 年 金		2,810,326 (2,968,761)	614,353,042 (655,100,665)	218,606 (220,665)	19.2 (18.7)
遺 族 年 金		238,306 (261,471)	49,988,837 (55,002,932)	209,767 (210,360)	1.6 (1.6)
通 算 遺 族 年 金		3,478 (3,889)	155,138 (174,523)	44,606 (44,876)	0.0 (0.0)
そ の 他		9 (9)	17,663 (13,574)	1,962,501 (1,508,239)	0.0 (0.0)
合 計		13,051,115 (14,324,370)	3,202,656,765 (3,506,031,953)	245,393 (244,760)	100.0 (100.0)

- （注） 1 （ ）内の数は、平成 30 年度の実績である。
2 その他は、退職一時金、脱退一時金、返還一時金、障害一時金、死亡一時金、特例死亡一時金、短期在留脱退一時金の計である。
3 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第 16 表 年金種類別受給権者状況

(令和元年度末現在)

年金の種類 \ 区分	受給権者数	年金額	1人当たり 平均年金額
	人	千円	円
老 齢 厚 生 年 金	855,044 (753,695)	966,973,809 (844,406,657)	1,130,905 (1,120,356)
※ ² 旧職域加算退職給付	835,094 (729,954)	175,415,380 (154,020,833)	210,055 (211,001)
退 職 共 済 年 金	1,453,421 (1,570,713)	2,205,710,007 (2,389,530,095)	1,517,599 (1,521,303)
退 職 年 金	105,480 (120,772)	265,033,758 (304,300,897)	2,512,645 (2,519,631)
減 額 退 職 年 金	10,459 (11,215)	18,846,876 (20,263,154)	1,801,977 (1,806,790)
通 算 退 職 年 金	4,528 (5,497)	3,450,743 (4,254,035)	762,090 (773,883)
障 害 厚 生 年 金	7,849 (5,690)	7,497,060 (5,453,273)	955,161 (958,396)
※ ² 旧職域加算障害給付	5,945 (4,673)	1,074,383 (860,288)	180,720 (184,097)
障 害 共 済 年 金	43,370 (44,164)	48,437,332 (49,576,148)	1,116,840 (1,122,547)
内訳 { 公務等	853 (861)	2,435,554 (2,460,941)	2,855,280 (2,858,236)
内訳 { 公務外	42,517 (43,303)	46,001,778 (47,115,207)	1,081,962 (1,088,036)
障 害 年 金	4,429 (4,811)	7,849,863 (8,629,598)	1,772,378 (1,793,722)
内訳 { 公務等	182 (187)	611,036 (630,323)	3,357,343 (3,370,711)
内訳 { 公務外	4,247 (4,624)	7,238,827 (7,999,275)	1,704,456 (1,729,947)
遺 族 厚 生 年 金	151,003 (117,286)	204,147,063 (159,537,156)	1,351,940 (1,360,240)
※ ² 旧職域加算遺族給付	151,372 (117,654)	19,399,934 (14,738,082)	128,161 (125,266)

遺族共済年金	476,183 (502,165)	703,931,948 (745,128,055)	1,478,280 (1,483,831)
内訳 { 公務等	1,773 (1,788)	2,841,180 (2,884,784)	1,602,470 (1,613,414)
公務外	474,410 (500,377)	701,090,768 (742,243,271)	1,477,816 (1,483,368)
遺族年金	44,681 (48,510)	55,785,051 (60,788,045)	1,248,518 (1,253,103)
内訳 { 公務等	1,292 (1,370)	2,625,641 (2,795,745)	2,032,230 (2,040,690)
公務外	43,389 (47,140)	53,159,410 (57,992,300)	1,225,182 (1,230,214)
通算遺族年金	538 (594)	157,228 (174,924)	292,246 (294,485)
※ ¹ 厚生年金合計	1,013,896 (876,671)	1,178,617,931 (1,009,397,087)	1,162,464 (1,151,398)
※ ² 旧職域加算給付合計	992,411 (852,281)	195,889,697 (169,619,202)	197,388 (199,018)
※ ³ 旧共済制度年金合計	2,143,089 (2,308,441)	3,309,202,805 (3,582,644,951)	1,544,128 (1,551,976)
※ ⁴ 退職年金			
終身退職年金	30,199 (15,512)	96,352 (44,633)	3,191 (2,877)
有期退職年金 (240月)	13,203 (6,472)	43,575 (20,138)	3,300 (3,112)
有期退職年金 (120月)	9,766 (4,949)	69,597 (30,286)	7,126 (6,120)
公務障害年金	16 (6)	26,929 (9,173)	1,683,081 (1,528,800)
公務遺族年金	80 (62)	36,369 (27,955)	454,606 (450,882)

(注) 1 ()の内の数は、平成30年度の実績である。

2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

※1 厚生年金合計は、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の計である。

※2 平成二十四年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額に係る給付である。

※3 旧共済制度年金合計は、平成二十四年一元化法附則第61条に規定する改正前地共済法による給付の合計である。

※4 平成二十四年一元化法附則第2条において、設けられた給付である。

4 長期給付積立金の状況

長期給付積立金等を含めた業務上の余裕金は、「安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用しなければならない」こととされている。

各経理別に積立金の状況をみると、令和元年度末における厚生年金保険給付積立金の総額は19兆1,149億円となっており、組合別にみると、最も多いのは地方公務員共済組合連合会の10兆2,686億円であり最も少ないのは地方職員共済組合の1,851億円である（第17表その（一）参照）。

退職等年金給付積立金の総額は1兆2,432億円となっており、組合別にみると、最も多いのは全国市町村職員共済組合連合会の4,581億円であり最も少ないのは東京都職員共済組合の542億円である（第17表その（二）参照）。

経過的長期給付積立金の総額は19兆89億円となっており、組合別にみると、最も多いのは地方公務員共済組合連合会の10兆6,961億円であり最も少ないのは地方職員共済組合の853億円である（第17表その（三）参照）。

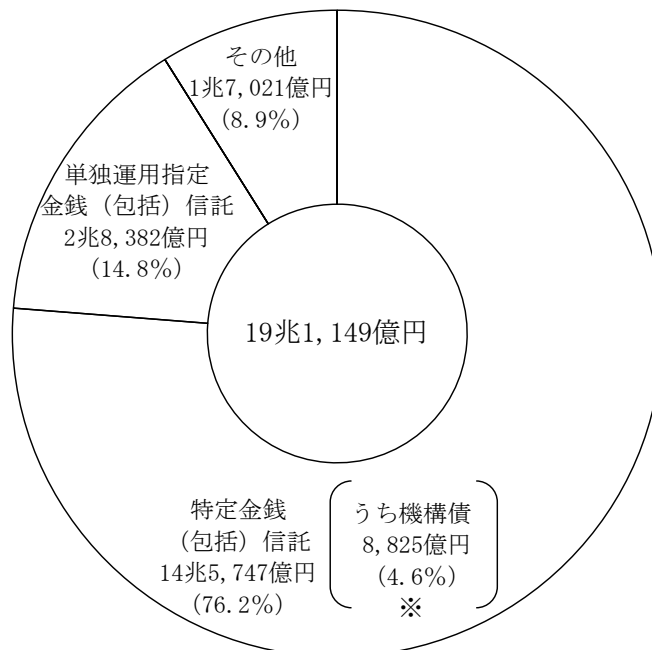
第17表 その（一） 厚生年金保険経理資産の状況

(単位：億円、%)

区分 項目	地方公務員共済組合連合会		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合		東京都職員共済組合		全国市町村職員共済組合連合会		合 計	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
証券投資信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生命保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合同運用指定金銭（包括）信託	-	-	31	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-	31	0.0
特定金銭（包括）信託	99,004	96.4	-	-	9,040	43.2	11,703	88.4	605	26.4	25,396	50.6	145,747	76.2
単独運用指定金銭（包括）信託	-	-	-	-	8,311	39.7	-	-	1,161	50.6	18,909	37.7	28,382	14.8
その他	3,682	3.6	1,820	98.3	3,582	17.1	1,537	11.6	527	23.0	5,842	11.6	16,990	8.9
計	102,686	100.0	1,851	100.0	20,932	100.0	13,239	100.0	2,294	100.0	50,147	100.0	191,149	100.0
投資不動産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	令和元年度 厚生年金保険給付積立金		102,686	100.0	1,851	100.0	20,932	100.0	13,239	100.0	2,294	100.0	50,147	100.0
	令和元年度 運用利回り		3.30		0.00 (事務局)		2.43		3.16		2.93		2.97	3.08
				2.02 (国体共済部)										

(注) 1 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、厚生年金保険給付調整積立金の資産額である。
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第1図 厚生年金保険給付積立金の運用状況



(注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。
※ 義務運用分である。

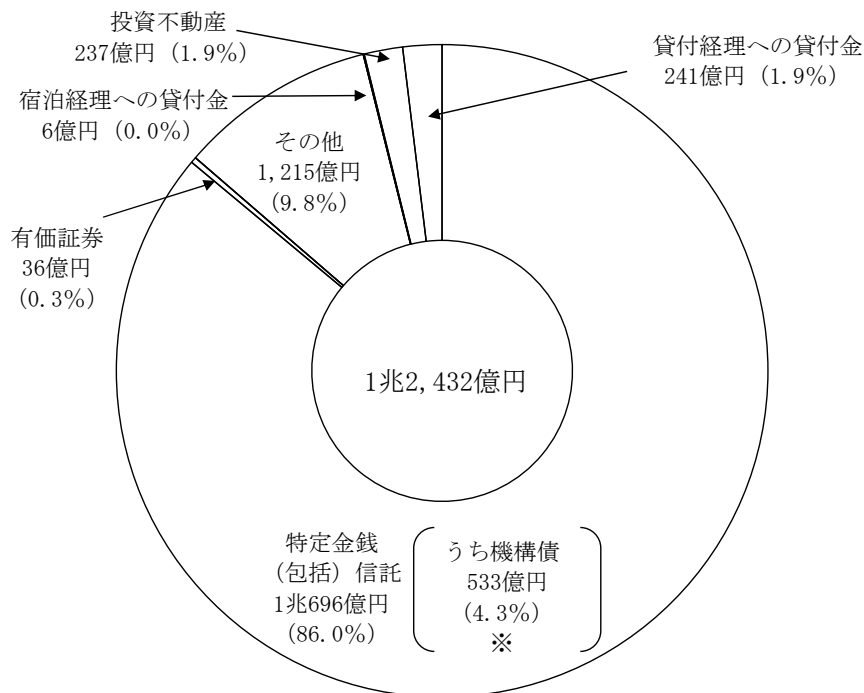
第17表 その（二） 退職等年金経理資産の状況

(単位：億円、%)

区分 項目		地方公務員共済組合連合会		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合		東京都職員共済組合		全国市町村職員共済組合連合会		合 計	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
有価証券		-	-	36	2.7	-	-	-	-	-	-	-	-	36	0.3
証券投資信託		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有価証券信託		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生命保険		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合同運用指定金銭（包括）信託		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定金銭（包括）信託		614	99.5	923	69.4	3,909	97.6	1,087	79.9	524	96.6	3,640	79.5	10,696	86.0
単独運用指定金銭（包括）信託		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		3	0.5	99	7.5	71	1.8	82	6.1	18	3.4	940	20.5	1,215	9.8
計		617	100.0	1,058	79.6	3,980	99.4	1,170	86.0	542	100.0	4,581	100.0	11,947	96.1
投資不動産		-	-	46	3.5	-	-	191	14.0	-	-	-	-	237	1.9
宿泊経理への貸付金		-	-	6	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	6	0.0
計		-	-	52	3.9	-	-	191	14.0	-	-	-	-	243	2.0
貸付経理への貸付金		-	-	218	16.4	23	0.6	-	-	-	-	-	-	241	1.9
その他への貸付金		-	-	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0
計		-	-	219	16.5	23	0.6	-	-	-	-	-	-	242	1.9
合 計	令和元年度 退職等年金給付積立金	617	100.0	1,329	100.0	4,003	100.0	1,360	100.0	542	100.0	4,581	100.0	12,432	100.0
	令和元年度 運用利回り	0.36		0.56 (事務局)		0.38		0.65		0.37		0.50		0.47	
				0.57 (団体共済部)											

(注) 1 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、退職等年金給付調整積立金の資産額である。
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第2図 退職年金給付積立金の運用状況



(注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。
※ 義務運用分である。

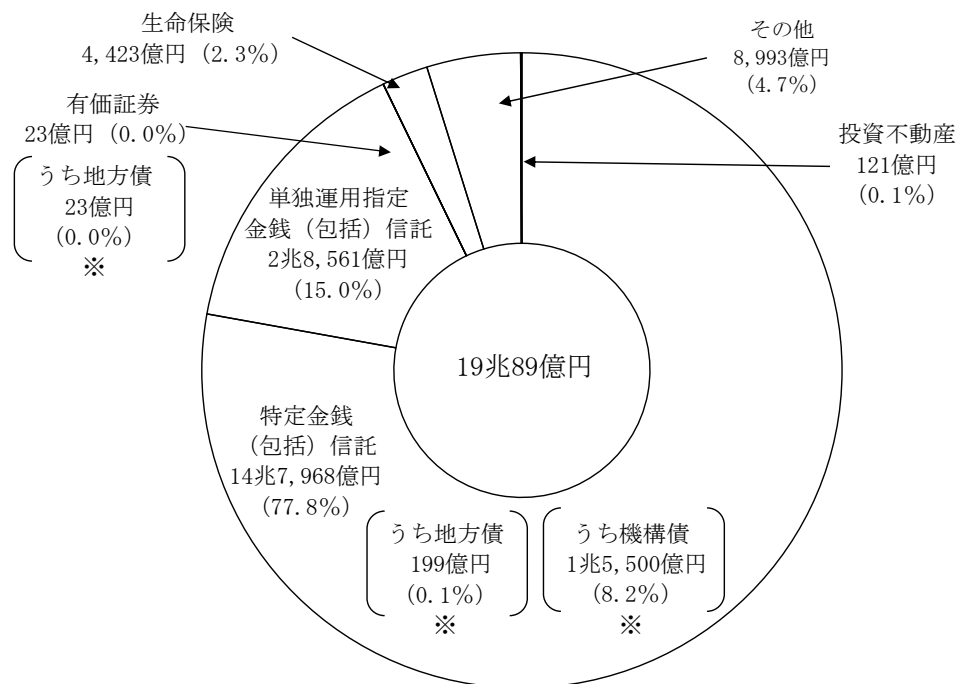
第17表 その（三） 経過的長期経理資産の状況

(単位：億円、%)

項目	区分		地方公務員共済組合連合会		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合		東京都職員共済組合		全国市町村職員共済組合連合会		合計	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
有価証券	23	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	0.0
証券投資信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有価証券信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生命保険	665	0.6	-	-	2,927	15.0	574	4.8	257	13.4	-	-	-	-	4,423	2.3
合同運用指定金銭（包括）信託	-	-	6	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	0.0
特定金銭（包括）信託	102,701	96.0	-	-	6,947	35.6	11,052	91.5	251	13.0	27,017	55.4	147,968	77.8	147,968	77.8
単独運用指定金銭（包括）信託	-	-	-	-	8,806	45.1	-	-	1,339	69.6	18,417	37.8	28,561	15.0	28,561	15.0
その他	3,573	3.3	846	99.2	827	4.2	341	2.8	77	4.0	3,322	6.8	8,987	4.7	8,987	4.7
計	106,961	100.0	853	100.0	19,507	99.9	11,967	99.1	1,923	100.0	48,756	100.0	189,968	99.9	189,968	99.9
投資不動産	-	-	-	-	15	0.1	106	0.9	-	-	-	-	-	-	121	0.1
宿泊経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	15	0.1	106	0.9	-	-	-	-	-	-	121	0.1
貸付経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	令和元年度 経過的長期給付積立金	106,961	100.0	853	100.0	19,522	100.0	12,073	100.0	1,923	100.0	48,756	100.0	190,089	100.0	190,089
	令和元年度 運用利回り	3.25		0.21 (事務局)		2.47		2.79		3.65		2.93		3.06		
				2.21 (団体共済部)												

(注) 1 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、経過的長期給付調整積立金の資産額である。
2 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

第3図 経過的長期給付積立金の運用状況



(注) 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。
※ 義務運用分である。

〔Ⅳ〕 福祉事業の概況

1 福祉事業の令和元年度末現在の経理設定状況は、次のとおりである。

- (1) 保 健 経 理 64 組合
- (2) 医 療 経 理 3 組合
- (3) 宿 泊 経 理 40 組合
- (4) 住 宅 経 理 2 組合
- (5) 貯 金 経 理 50 組合
- (6) 貸 付 経 理 64 組合
- (7) 物 資 経 理 28 組合
- (8) 財 形 経 理 17 組合

(1) 組合別福祉経理設定一覧表

(令和元年度末現在)

組合名 \ 経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
地方職員共済組合	1	1	1	—	1	1	1	—	—
公立学校共済組合	1	1	1	1	—	1	—	—	—
警察共済組合	1	1	1	1	—	1	1	—	—
東京都職員共済組合	1	—	1	—	—	1	—	—	—
指定都市職員共済組合	10	—	—	—	2	10	—	—	—
市町村職員共済組合	47	—	34	—	44	47	26	15	—
都市職員共済組合	3	—	2	—	3	3	—	2	—
計	64	3	40	2	50	64	28	17	0

(2) 指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(令和元年度末現在)

組合名 \ 経理名		保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
指定都市職員共済組合										
札幌市	札幌市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
川崎市	川崎市	○	—	—	—	○	○	—	—	—
横浜市	横浜市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
名古屋	名古屋	○	—	—	—	○	○	—	—	—
京都市	京都市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
大阪市	大阪市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
神戸市	神戸市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
広島市	広島市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
北九州市	北九州市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
福岡市	福岡市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
小計	小計	10	0	0	0	2	10	0	0	0
都市職員共済組合										
北海道都市	北海道都市	○	—	○	—	○	○	—	○	—
仙台市	仙台市	○	—	—	—	○	○	—	—	—
愛知県都市	愛知県都市	○	—	○	—	○	○	—	○	—
小計	小計	3	0	2	0	3	3	0	2	0
合計	合計	13	0	2	0	5	13	0	2	0

(3) 市町村職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(令和元年度末現在)

組合名			経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
北	海	道		○	—	○	—	○	○	○	—	—
青		森		○	—	○	—	○	○	○	—	—
岩		手		○	—	—	—	○	○	○	—	—
宮		城		○	—	○	—	○	○	○	—	—
秋		田		○	—	—	—	○	○	—	—	—
山		形		○	—	○	—	○	○	○	—	—
福		島		○	—	○	—	○	○	—	—	—
茨		城		○	—	○	—	○	○	○	○	—
栃		木		○	—	—	—	○	○	○	—	—
群		馬		○	—	—	—	○	○	○	—	—
埼		玉		○	—	○	—	○	○	○	○	—
千		葉		○	—	○	—	○	○	○	○	—
東		京		○	—	○	—	○	○	○	○	—
神	奈	川		○	—	○	—	○	○	○	○	—
新		潟		○	—	○	—	○	○	—	○	—
富		山		○	—	○	—	○	○	—	○	—
石		川		○	—	○	—	○	○	—	○	—
福		井		○	—	○	—	○	○	—	—	—
山		梨		○	—	○	—	○	○	—	○	—
長		野		○	—	—	—	—	○	○	—	—
岐		阜		○	—	○	—	○	○	—	—	—
静		岡		○	—	—	—	○	○	○	—	—
愛		知		○	—	○	—	○	○	—	—	—
三		重		○	—	○	—	○	○	○	—	—
滋		賀		○	—	○	—	○	○	—	○	—
京		都		○	—	○	—	○	○	—	○	—
大		阪		○	—	○	—	—	○	—	—	—
兵		庫		○	—	○	—	○	○	—	—	—
奈		良		○	—	—	—	○	○	—	—	—
和	歌	山		○	—	—	—	○	○	—	—	—
鳥		取		○	—	○	—	○	○	○	—	—
島		根		○	—	○	—	○	○	○	—	—
岡		山		○	—	○	—	○	○	—	—	—
広		島		○	—	—	—	○	○	○	—	—
山		口		○	—	○	—	○	○	—	—	—
徳		島		○	—	○	—	○	○	○	—	—
香		川		○	—	○	—	○	○	—	—	—
愛		媛		○	—	○	—	○	○	○	—	—
高		知		○	—	○	—	○	○	○	—	—
福		岡		○	—	—	—	○	○	○	—	—
佐		賀		○	—	—	—	○	○	—	○	—
長		崎		○	—	—	—	○	○	—	—	—
熊		本		○	—	—	—	—	○	○	—	—
大		分		○	—	—	—	○	○	○	—	—
宮		崎		○	—	○	—	○	○	○	○	—
鹿	児	島		○	—	○	—	○	○	○	○	—
沖		縄		○	—	○	—	○	○	—	—	—
連	合	会		—	—	○	—	—	—	—	○	—
計				47	0	34	0	44	47	26	15	0

２ 福祉事業の令和元年度の収支状況は、次のとおりである。

(1) 保健経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	4,199,941	負 担 金	29,604,689
厚 生 費	26,642,516	掛 金	28,461,656
旅 費	65,795	補 助 金	4,565,049
事 務 費	446,194	施 設 収 入	1,333,717
減 価 償 却 費	214,737	利 息 及 び 配 当 金	929,634
助成金及び交付金	3,714	そ の 他	5,858,612
医 療 経 理 へ 繰 入	21,637		
宿 泊 経 理 へ 繰 入	1,979,158		
保 健 経 理 へ 繰 入	65,301		
そ の 他	36,203,499		
合 計 (A)	69,842,492	合 計 (B)	70,753,357
		差引 (B) - (A)	910,865

(2) 医療経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	30,880,076	施 設 収 入	4,247,080
旅 費	34,861	保 険 患 者 収 入	2,491,252
事 務 費	213,714	一 般 患 者 収 入	129,377
事業用消耗品費	259,474	内 部 患 者 収 入	612,938
薬 品 費	10,429,414	検 診 収 入	147,845
医 療 材 料 費	4,559,864	老人保健患者収入	-
飲 食 材 料 費	505,697	入 院 診 療 収 入	36,529,860
光 熱 水 料	1,065,074	外 来 診 療 収 入	17,025,022
減 価 償 却 費	3,327,316	雑 診 療 収 入	179,922
修 繕 費	592,888	利 息 及 び 配 当 金	118,569
負 担 金	196,678	保健経理より繰入	21,637
支 払 利 息	-	そ の 他	3,772,492
そ の 他	15,268,827		
合 計 (A)	67,333,883	合 計 (B)	65,275,994
		差引 (B) - (A)	△ 2,057,889

(3) 宿泊経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	7,233,752	補 助 金	14,015
旅 費	38,827	寄 附 金	15,669
事 務 費	259,411	施 設 収 入	36,774,327
商 品 仕 入	1,142,105	商 品 売 上	1,635,560
事業用消耗品費	1,053,896	利 息 及 び 配 当 金	312,779
飲 食 材 料 費	6,127,030	賃 貸 料	1,075,881
光 熱 水 料	3,676,371	保健経理より繰入	1,979,158
燃 料 費	136,752	そ の 他	3,654,758
減 価 償 却 費	4,978,183		
修 繕 費	883,447		
賃 借 料	1,221,156		
委 託 管 理 費	3,157,026		
負 担 金	1,875,986		
支 払 利 息	37,044		
そ の 他	18,751,039		
合 計 (A)	50,572,025	合 計 (B)	45,462,147
		差引 (B) - (A)	△ 5,109,878

(4) 住宅経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	28,047	補 助 金	-
旅 費	152	施 設 収 入	30,547
事 務 費	8,492	利 息 及 び 配 当 金	791
減 価 償 却 費	29,290	そ の 他	290,833
負 担 金	1,808		
支 払 利 息	-		
そ の 他	1,493,089		
合 計 (A)	1,560,878	合 計 (B)	322,171
		差引 (B) - (A)	△ 1,238,707

(5) 貯金経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	1,301,837	利 息 及 び 配 当 金	46,445,582
旅 費	19,187	保 険 手 数 料	10,144
事 務 費	165,829	そ の 他	2,353,091
支 払 利 息	41,260,966		
そ の 他	1,271,122		
合 計 (A)	44,018,941	合 計 (B)	48,808,817
		差 引 (B) - (A)	4,789,876

(6) 貸付経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	1,718,184	貸 倒 引 当 金 戻 入	7,708
厚 生 費	3,377	団 体 信 用 生 命 保 険	208,692
旅 費	21,626	配 当 金	-
事 務 費	168,891	団 体 信 用 生 命 保 険	-
保 険 料	1,531,254	特 約 保 険 料	564,385
貸 付 金 保 険 料	184,488	保 険 料 充 当 金	-
負 担 金	227,354	保 険 負 担 金	-
支 払 利 息	1,861,130	そ の 他	7,079,105
そ の 他	1,743,111		
合 計 (A)	7,459,415	合 計 (B)	7,859,890
		差 引 (B) - (A)	400,475

(7) 物資経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	259,001	施 設 収 入	116,022
旅 費	2,315	商 品 売 上	3,695,959
事 務 費	34,659	商 品 販 売 益	78,144
商 品 仕 入	3,559,909	販 売 手 数 料	3,695
飲 食 材 料 費	18,963	受 託 商 品 手 数 料	368,634
販 売 費	5,083	利 息 及 び 配 当 金	46,555
減 価 償 却 費	4,901	広 告 料	3,261
負 担 金	59,194	保 健 経 理 よ り 相 互 繰 入	66,547
支 払 利 息	160,860	そ の 他	255,518
そ の 他	436,597		
合 計 (A)	4,541,482	合 計 (B)	4,634,335
		差 引 (B) - (A)	92,853

(8) 財形経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	-	補 助 金	-
旅 費	-	利 息 及 び 配 当 金	1
事 務 費	-	そ の 他	2,908
支 払 利 息	2,871		
そ の 他	72		
合 計 (A)	2,943	合 計 (B)	2,909
		差 引 (B) - (A)	△ 33

Ⅱ 地方議会議員共済会の事業の概要

〔Ⅰ〕 地方議会議員の概況

平成 31 年 4 月 1 日現在の地方議会議員の総数は 32,137 人で、その共済会別内訳は、都道府県議会議員共済会 2,659 人、市議会議員共済会 18,659 人、町村議会議員共済会 10,819 人である。

〔Ⅱ〕 給付経理の財源

地方議会議員共済会の給付経理の財源は、発足当初、地方議会議員の掛金によることとされていたが、昭和 47 年度から、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体も費用の一部を負担することとされてきた。

地方議会議員年金制度が廃止された平成 23 年 6 月 1 日以後の給付に要する費用については、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされており、令和元年度における負担率は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額 100 分の 20.9、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が標準報酬月額 100 分の 36.9 となっている。

〔Ⅲ〕 収支の概況（給付経理）

令和元年度の収支の状況は、収入 515 億円、支出 523 億円で、差引 8 億円の赤字となっている。収入の主な内訳は、負担金 514 億円（全体の 99.8%）、利息及び配当金 1 億円（同 0.2%）である。一方、支出の主な内訳は、退職年金 350 億円（全体の 66.9%）、退職一時金 13 億円（同 2.4%）、遺族年金 160 億円（同 30.7%）となっている。

